

第五十一次回国会 衆議院 通信委員会 議 録 第二十四号

昭和四十一年四月十九日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 砂原 格君

理事 秋田 大助君

理事 上林山榮吉君

理事 内藤 隆君

理事 畑 和君

理事 綾部健太郎君

理事 金丸 信君

理事 小泉 純也君

理事 志賀健次郎君

理事 服部 安司君

理事 本名 武君

理事 南 好雄君

理事 大柴 滋夫君

理事 中井徳次郎君

理事 前田榮之助君

理事 栗山 礼行君

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

郵政大臣 堀 祐一君

出席政府委員

内閣官房長官 橋本登美三郎君

郵政事務次官 亀岡 高夫君

郵政事務官 (大臣官房長) 鶴岡 寛君

郵政事務官 (監察局長) 山本 博君

郵政事務官 (郵務局長) 長田 裕二君

郵政事務官 (簡易保険局長) 武田 功君

郵政事務官 (人事局長) 曾山 克巳君

郵政事務官 (郵政事務官) 浅野 實澄君

(經理局長)

委員外の出席者

専門員 水田 誠君

四月十六日

委員佐々木良作君辞任につき、その補欠として栗山礼行君が議長の名で委員に選任された。

同月十九日

委員大野明君、片島港君及び栗山礼行君辞任につき、その補欠として三原朝雄君、金丸徳重君及び佐々木良作君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員三原朝雄君及び金丸徳重君辞任につき、その補欠として大野明君及び片島港君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員三原朝雄君及び金丸徳重君辞任につき、その補欠として大野明君及び片島港君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員三原朝雄君及び金丸徳重君辞任につき、その補欠として大野明君及び片島港君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員三原朝雄君及び金丸徳重君辞任につき、その補欠として大野明君及び片島港君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員三原朝雄君及び金丸徳重君辞任につき、その補欠として大野明君及び片島港君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員三原朝雄君及び金丸徳重君辞任につき、その補欠として大野明君及び片島港君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員三原朝雄君及び金丸徳重君辞任につき、その補欠として大野明君及び片島港君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員三原朝雄君及び金丸徳重君辞任につき、その補欠として大野明君及び片島港君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員三原朝雄君及び金丸徳重君辞任につき、その補欠として大野明君及び片島港君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員三原朝雄君及び金丸徳重君辞任につき、その補欠として大野明君及び片島港君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員三原朝雄君及び金丸徳重君辞任につき、その補欠として大野明君及び片島港君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員三原朝雄君及び金丸徳重君辞任につき、その補欠として大野明君及び片島港君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員三原朝雄君及び金丸徳重君辞任につき、その補欠として大野明君及び片島港君が議長の名で委員に選任された。

同日

○森本委員 そういたしますと、二百八十六億と三十二億との合計額が値上げ金額ですか。

○郵務大臣 三十二億と申しましたのは、二百八十六億のうちでございます。

○森本委員 その二八・八%というのは、増収率の二八・八%、こういう率ですか。

○郵務大臣 さようでございます。

○森本委員 そういたしますと、二八・八%というのは、平均の郵便料金の増収額でありまして、実際の郵便料金の値上げ率は平均して一体幾らになりますか。

○長田政府委員 実は今度の郵便法の改正によりまして、種別体系をすっかり変更いたしました。五種と一種の統合、それから従来の一種あるいは五種、主として五種ですが、書籍小包への転換、あるいは学術刊行物への移行、そういうようなものがずっと複雑にからみ合ひまして、あるいはまた非定形から定形への移行等がからみ合ひますので、平均率というものを出しますのがたいへんむずかしいわけでございます。しかし利用減等もある程度見込んでおりますので、値上げそのものの平均率は二八・八%を多少上回っているわけでございます。

○森本委員 二八・八%というのは郵便の総収入に対する収入額であつて、たとえば一種の定形については五〇%の引き上げになつておる。それから非定形については一五〇%の引き上げになつておる。第二種の通常は引き上げについては四〇%、さらに往復は引き上げについても四〇%、第三種の低料扱いについても五〇%、第四種のごときは二〇%ということになるのであつて、それからいさますと、値上げ率というものは一種から四種までを平均して平均いたしますと九〇%の値上げ率になるわけでありまして、これは大臣、どうお考えですか。

○郵務大臣 私は総括原価主義で配賦しておりますから、したがってそれぞれ一種等の値上げ率も高くなつておるものもございますが、値上げの幅と申しますれば、二八・八%というものを

しまして、それをもつて全体の値上げ幅と見ておいていただくのが筋だろうと思ひます。

○森本委員 いや二八・八%というのは値上げの幅ではないのです。二八・八%というのは、一種なり二種なり三種なり四種なり、それぞれ利用度が違ひわけですね。だから利用度が違ひますから、それぞれの増収分も違ひわけです。そこでそれぞれ増収分が違ひますけれども、それを合計をいたしまして、平年度のいわゆる収入額の中から見ると、二八・八%の増収に今回の値上げによつてなる。ところが実際の値上げ幅の率というものをパーセンテージで示したならば、私がいま言つたように九〇%の値上げの率になるであらう。だから具体的に、それじゃ九〇%にならぬといふことでしたら、一種から四種まで、私がいま値上げ率を示したわけでありまして、増収分は二八・八%だけれども、実際の値上げの率というものは九〇%になるのではないか。だから利用する人によつては九〇%以上になる人もあり得る、こういうことになるわけですね。だからたとえば一五〇%の非定形を非常にたくさん利用する人については、これは非常に高い率になる。ところがたとえば通常は引き上げの四〇%の分を利用する人は、これは確かに四割以下にしかならない、こういうことになりまして、平均の値上げ率というものは、郵政省は総えず二八・八%、二八・八%と言つておるけれども、実際の値上げ率は九〇%になる。このことはお認めですか。

○郵務大臣 おっしゃる通りに二八・八%は増収率でございますから、値上げ幅と申しますならば、一種から四種までの個々について、さらに定形、非定形等に分けて、そしてそれぞれの値上げ幅はこれこれという言い方をすべきことだと思ひます。

○森本委員 いや、だから私の言つておるのは、一種の定形については五〇%、非定形については一五〇%というふうに、第四種については二〇%という値上げ率でありまして、これを一種から四種まで平均をいたしますと、九〇%の値上げになる。あなた方が言つておる二八・八%

というものは増収率の問題であつて、値上げの幅の率が九〇%になるということについては、数字の問題ですから、インチキでも何でもないわけですから、はっきり認めておいていただきたい。

○郵務大臣 二八・八%は増収率、それから個々にそれぞれ値上げの率が違つております。したがつて、それを寄せましたものが九〇%とおっしゃるのは、そういう計算でございますと九〇%と別に出すことに格別の意味はなくて、個々に一種では幾ら、非定形は幾らというぐあい、いまお示しのとおりのそれぞれの値上げ幅がございまして、おっしゃいますように、利用者によつてはかなり差ができてまいりますことは、おっしゃるとおりだと思います。

○森本委員 そういたしますと、それでは一種から四種までの値上げの率は、二八・八%は増収率があるけれども、一番低い第二種に至つても四〇%の率である。だから二八・八%というのは、いかにも三割程度しか値上りをしていないといふことを言つておるけれども、個々に実際に利用する場合に、最低が四〇%だ。第一種の定形に至つては一割五分の値上りである、こういうことになるわけですね。

○長田政府委員 仰せのように、二八・八%よりは個々の料金が高いものが多々ございます。しかしただいま仰せのように九〇%と申しますのは、一種が最低のところをとられまして五割、二種が四割、三種が五割、あるいは据え置き、四種がこれは据え置きのものであります。通信教育で盲人用も据え置きでございます。それから農産物種苗が三倍、学術雑誌がこれは逆に安くなつておる。一種におきましても二十グラムないし二十五グラムは安くなつておる。四十グラムと五十グラムも安くなつておる。上へいけばいくほど非常に安くなるというふうなこともございまして、そこらも御考慮願ひたいと存じます。

○森本委員 一種の上にいくに従つて安くなると言いますが、一種は上にいくに従つて利用度は少なくなるのです。そんなしうとにしまかしが

くようなことを言つてもらつては困る。一種はだんだん上にいくにしたがつて安くなるようなかっこうになつておるけれども、それは利用度は非常に少ない。一種についてはやはりこの十五円のものが一番利用度が高い、實際問題としてはこういうことになるわけですね。だから、この二八・八%という数字に非常に魔術師みたいな言を言つておるけれども、實際は個々にそれぞれの人がこれを利用する場合には、もつとも値上りをしていくことになるわけですね。

そこでもう一つふしぎな点は、増収率が二八・八%程度であつて、一種、二種、三種、四種については最低の値上げ率が四〇%であるにもかかわらず、小包み料金、特殊料金は別でありますけれども、それにいたしましても増収率が二八・八%といふのは、値上げの率からいまして、科学的に考へてちよつと低過ぎはしないか。この点大臣どうですか。これは事務当局でなしに勘でもものが言えることですね。實際問題として二八・八%の増収率だ。ところが、いま私が説明したように、一種から四種まではそれぞれ値上げ率が出てきておる。その値上げ率の最低はわずかに二八・八%よりも上回つた四〇%が最低になつておる。にもかかわらず、増収率が総体で二八・八%といふのは、この増収率というものは相当少なく見ておるのではないかと、このことを懸念せざるを得ないことになるわけですが。

○郵務大臣 私も四十一年度の見通しを立てます場合には、かなり過度に利用減を見込んだり何かいたしませんように、収入の面でも支出の面でも氣をつけて指図はいたしております。ただし、とにかく料金の改定をいたした際でございますから、物の利用減というものをわきに手がたく見えておるといふことは申せるかと思ひます。ただ収支を正確に——正確に申しますか綿密に立てました結果得ました二八・八%でございますから、おそろく實際はそれに近いものになるだろうと考へております。

○畑委員 関連。

いまの増収率の問題ですが、この前私ちやうど大臣がおらないときに答申と比べて質問をしたのです。どうもはつきりわからなかつたのですが、この答申によりまして、五年間で三六・八%の増収を確保し得る料金改定が必要と思われる、こういうことを言っておいて、しかし五年間では見通しの問題もあることだから、これを三年に縮める。その結果の収入と支出が出ておいて、その結果、この改正案による平均の値上げ率は約二九・五%と計算される、こういうふうに出ておる。三年間で二九・五%、五年間で三六・八%と、こういう見通しが出ておる。そこで今度の答申とそれから改正案との間の食い違いというのは少々あるにはあります。あるにはありますけれども、答申案でそれだけ上げてないやつをよけい上げておるものもあるし、また第三種のごときは答申ではもつと上げろといっているのにんと下げておる。むしろ上げ幅は非常に少なくしておるという点はあろうけれども、この差が答申と今度の場合あまりに大き過ぎる。改正案では御承知のように五年間ということになっていますね。だから最初の答申のときには三六・八%、今度のときは二八・八%、そういうことでいま森本委員がおっしゃった質問の趣旨と関連して、やはり私の非常に疑問なんです。したがって、値上げ幅が小さいというようにして、二八・八%という数字にしたように思われるのです。どうもこういう点が依然として疑問なのであるとき質問したのですけれども、いかげんな態度にとどめた。いま森本氏の質問で思ひ出したわけなんですけれども、この二八・八%のとり方というところは、答申の線とその答申の線のときの値上げ率というものと関連をしても、どうも二八・八%は少な過ぎるのじゃないか。答申のほうがあるいはデータが悪くて、そのために多くなつておるのかどうかという点の疑問を持ったのですが、その点をひとつ森本氏の質問に関連をして質問をいたします。ひとつ答えていただきたい。

○郡国務大臣 郵政審議会の御審議を得ましたと

きには、物数の伸びを非常に低く見ております。四十三年度以降が三・五%であつたと思ひます。これは手がたたく見てくださるということ、将来の計画を立てます上には非常に大切なことだと思ひますけれども、日本の郵便物の伸びが三・五%というふうなことはあまりに低過ぎることではないか。主としてそれがもとになりまして、郵政審議会の値上げ幅が出てまいりました。私どもは手がたたく見積もるといたしまして、そこまでは手がたたくと申しますか、それでは実情に合致するだろつというのを考えまして、値上げ幅をさきに御提出申し上げましたようになつて見ましたのです。そういたしますと二八・八%ということでは落ちつき得るのだ、こういうぐあいに考えております。

○畑委員 この前にもやはり長田郵務局長からもそういう答弁があつた。私も先回りして、そういうことが大きな原因かもしれぬ、物数の見通しがいふ違つておる、その関係によつて物数を答申の線よりも多く見込んでおるから、したがつて収入が非常にふえた。だからパーセンテージとしてはわりに少ないけれども、実際は相当増収率が上がつておる、こういうことで先回りして言うてみたのですけれども、それはそれとして次の質問になるのですが、たまたま大臣がおられるから申し上げます。そのときに申しましたが、答申の資料になつたデータはいつ出たと言つたら、去年の一月ごろのことである、それから今度の改正案の出た物数の見込み、それはいつかと言つたら、それから半年以内だと言つたことだつたと思ひます。それにしてもだいたい見通しが違ひ過ぎる。答申が十二月九日に出たのじゃないか。それでこの法案はいつ出たのかということ、幾ばくもななく出たおるじゃないか。その点で物数の見通しが違ひつたということは責任じゃないか、こういうことを長田君に言つたのですが、そのとき大臣がおられないで、残念ながら大臣の答弁を得られなかつた。今度は関連してその問題について、そう違ひのはあまり見込みが違ひ過ぎる。そうだと

すれば今度の改正案の基礎になつた物数というのは、またそれが変わるのじゃないか。そんな見通しが悪くてどうするのだ、こういう意味で質問をしたのですが、大臣どう思われますか。今度こそ見積もりは変わりませんか。

○郡国務大臣 確かにおっしゃるとおりの気持ちをお持ちになることはごもっともと思ひます。郵政審議会へ提出いたしました昨年の四月ごろをとらえまして資料というものは、確かにその当時が非常に物の減少を強ひたしてありまして、ある意味ではいままでの物の傾向が比較的順調であつたので、私どもの見込みのほうがある程度強かつたという反省もしなければいけないと思ひます。思ひますが、その差が非常に顯著に出ておつたといふことでございまして、郵政審議会に資料をお目にかけ、また郵政審議会でも御判断をいただいたときも、確かにやや手がたたくと申しますか、悲観的にごらんになつたといふことはあると思ひます。しかしながらその後昨年中の経過をとつてみますと、これはいろいろな見方ができると思ひますが、郵便物というものはそれほど景気なり社会の動向で影響を受けるものでない制度でありますから、ほんとうの一時の特殊現象といたしまして、大体やはり長期に展望していいような見通しができておりますので、このたびの五カ年の収支の見込みのほうは正確なものであり、これは狂わずにもし期待し得べくんばもう少し上のカーブをとり得るものじゃないだらうか、こんなぐあいに考えております。

○森本委員 そういたしますと、この二八・八%というのは四十一年度の増収率ですか。

○郡国務大臣 さうでございます。

○森本委員 そういたしますと、平年度の増収率は幾らに見えておるわけですか。

○郡国務大臣 二百八十六億を平年度化したしますと三百六十四億でございますが、その後の増収率も同じような二八・八%を大体見込んでおります。

で見るといふことになりまして、これはやはり私はちよつとおかしいと思ひます。もつともここでの問題を相当論争しておると時間が長くなりまして、ひとつこれはどちらが是非かということについては、たとえば郵便の主体性のあるものは一種から四種までしかないのです。あとはいわゆる特殊取り扱いと小包になるわけですね。それで一種は定形が五〇%、非定形が一五〇%、二種は四〇%上がる。第三種が五〇%上がる。第四種が二〇%上がる。合計五三〇%だから、平均率が九〇%の値上がりになる。だから最低の値上がり率でさえ四〇%値上がりしておる。にもかかわらず平年度においても二八・八%の増収率にしかならぬといふことについては、これはだれが聞いてもちよつとおかしいのじゃないか、何かそこにからくりがあるのじゃないかといふことを、この数字は数字として物語ることは思ひます。私が言つておるのは政策の問題じゃありません。数字が明らかに——この二八・八%といふものが四十二年も四十二年も続いていくとするならば、あるいは本年はたとへば七月の一日からの値上げであるから増収率がこれだけ少ないのだ、しかし四十二年からは三〇%何%になるのだとか、あるいは四〇%ある程度こえるといふことになれば数字が合つてきますけれども、値上げ率が、いま言つたように平均をとりますと九〇%の値上げ率になつておるにもかかわらず、実際の増収率といふものが二八・八%しかないといふことは、ちよつとこれは常識で考えても郵政省の数字の魔術ではないか、これ以上深追ひはしませんけれども、ちよつと聞いて、大臣そんな感じがしませんか。

○郡国務大臣 一応この収支を立ててみまして、これはいろいろな見方があると思ひますが、私どもはあやつた物数の伸びを見、今後の人件費の伸びを見、また物件費等を見てまいりまして、大体これからの五カ年もしくはあと二、三年はそれ以上も持ちこたえていきますならば、二八・八%という増収率がそのまますつと続いていく。これはおそろくこれ以上の見込みの狂ひは来たすこと

○森本委員 その後もかりに二八・八%の増収率

のない、あるいはおっしゃるよりも少ししいものが期待できれば、それは郵便事業といえましては将来の計画、さらに見通しがつかぬかと思ひますが、私は二・八・八というの、魔術と申しますよりは、そのくらいは間違ひなく期待できる数字としてお受け取りを願つてよろしいのぢやないかと思ひますが……。

○森本委員 だから私ははつきり言つて大臣の誠意はよく認めますが、いま私が説明をしたように、一種から四種までは平均をすると九〇%、最低の率でさえ四〇%も上がつておる。にもかかわらず増収率が毎年毎年二・八・八%で上がつていくという事は、常識で考えてどうしてもつじつまが合はぬのぢやないか。だからものすごく物が減つたりしても、最低が四〇%ですから、それ以下に下がるという事は、何か小包が特殊取り扱いで大損をしておるといふことになるなら別でありますけれども、この郵便料金だけを見ていた場合は、どう考えてもこの値上げの率が九〇%の値上げの率になつておる。ところが増収は今後三年間は二・八・八%が續いていくのだといふことになる、これはあなたが考えてもおかしきやうな気がするのではないか。だから大臣はそれをおかしいといふことについて一体どう考えておられるのか。これが大体極めて最低の四〇%に同調しておれば、まあ一五〇%の非定形なんといふものはそんなにないと思ひますといふことで、うん、なるほど大体その程度かなといふことはわかりますけれども、あまりにもこの値上げの率と増収率といふものが違ひがあり過ぎる、これは何かからくりがあるのぢやないかという想像ができるわけですから、その辺大目としてちよつと疑問にお感じにならぬかというわけですが、疑問に感じないとするならば、この率が違ひるのは一体どうその原因があるか。——これは大臣でなければだめだ。これは常識で答へられる問題だよ。

○長田政府委員 大臣がお答へする前に、ちよつと先ほどの補足させていただきますが、お話のうちに四十一年度、初年度につきましては、二・八・

八%の値上げといふものから利用減一億五千九百萬通といふものを引いたものが二百八十六億でございます。四十二年度からはその利用減の部分は回復するといふふうに見込まれますから、平年状態に返るわけですが、ただいまお話のように個々の値上げ率を総合しましたものは二・八・八%を上回る——九〇%といふのはちよつとごかんべん願ひたいと思ひますけれども、上回ることは事実でございます。それが二・八・八%になりますのは、利用減は別といたしまして、非定形から定形に移る。いままで十円だったものが二十五円になったりするダイレクトメールが、それにたえられないうで定形化の方法をいろいろ考へる、これを四十一年度で三億通ぐらい考へております。その問題が一つ、それから軽量化の問題も考へられます。そういうことを合わせますと、これは大体二・八・八%が継続するわけでございます。

○砂原委員 此の際申し上げます。総理と官房長官がお見えになりましたが、総理、官房長官の日程は、三十分間を超過いたしました。次の日程がございまして、質疑をなさいます各委員の方々は簡潔にお願いを申し上げます。森本端君。

○森本委員 先ほどの増収率の問題についてはあとでやることにいたしまして、総理と官房長官が来られましたので、総理並びに官房長官に特にお願いしたいと思ひますが、総理も官房長官もこの通信委員会に出てこられることはあつたにないわけでありまして、こゝろに際しては総理のお考へ方をはつきり聞いておきたいと思ひますが、まず私は、その前に総理にちよつと聞いておきたいと思ひます。そのことは、当委員会としてはあとまた重要法案として放送法、電波法というより法律が残つておるわけでありまして、そこで現在の国会の会期の五月十八日といふことを考へた場合には、連休その他がありますので、これは相当審議があとと無理になつてくるわけでありまして、私のほうは反対の法案でありますから、別に意に介せぬわけでありまして、このごろ新聞等において

会期延長の問題がとかく言われておるわけでありまして、総理としては今度の国会の会期について一応どういふふうにお考へになつておるか、これは今後の当委員会の審議の状況についても非常に影響がありますので、この会期の問題についてまず総理にお伺ひしておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 国会の会期は、新しい憲法のもとでは五カ月の会期で所要の法律案の成立を期すといふのがたてまえでありますので、私どもは国会の御審議に協力をする、政府は、そういう立場で、どうか御自由に御審議をいただくように、また同時に、その審議に十分間に合うといふか、その間に成立できる、こゝろにたてまえで法案の提出等も各省を奮勵いたしまして出しておるのであります。しかし国会の審議の状況等は、なかなか私どもの予想したとおりにもいかない場合がある。これは国会をやかく申すのではありません。いろいろな事情がありまして、なかなか計画通りにすらすらといかない。ことにただいま言われますように、社会党としてはこゝろに法案は反対だ、こゝろにやうなことになる、なかなか審議がうまくいかない、御協力も得がたい、こゝろにやうな状況です。私もこの段階で、会期をどうするかといふことはまだ考へておりません。

しはば官房長官を奮勵したり、また幹事長や国会対策委員長を奮勵いたしまして、法案の成立は一体どういふ状況になつていくかといふことを絶えず奮勵はいたしておりますが、ただいまお尋ねになりましたやうな会期の延長、あるいは延長しないとか、こゝろにやうな点についてはまだ全然考へたことはございません。

○森本委員 総理としては、現在の段階においてはこゝろにやうにお答へするしかないと思ひます。ただ当通信委員会としては、これは模範的な国会審議をやつてきたといふふうにお考へておるわけであつて、他の委員会が休んでおる土曜日も公聴会を開いてまでやつておる。これまで審議に審議を尽くして、この国会の会期までの間に、われわれ

は大いに審議に協力をしておる。しかしこれが時間切れになればもうやむを得ない。だから時間切れになつたからといって、会期を延長してしまひに自分たちの意見を通すといふこともおかしきぢやないかといふふうになつておる。これは考へておるわけであつて、いま総理が言われたように、国会が十分に審議を尽くしておるといふことであるとするならば、まあ私のほうとしてはこゝろにやうな点についてはまだ考へておるともおらぬとも言つておりましたが、いづれにしてもわれわれとしては会期延長といふことは望ましくない。一つのきまつた会期という土俵のワケ内においてお互いに慎重に審議を尽くして、そしてあがらないものはこれはやむを得ない、こゝろにやうな点われわれの考へ方で、これが国会審議のほんとうのルールだと私は思ふわけでありまして、こゝろにやうな点からいくとするならば、少なくとも総理としては、私は会期の延長はやりませんといふことはこのあたりではつきりと言つてもいいわけでありまして、総理の立場としては、それはいいです、こゝろにやうな点にはなかなか困難だと思ひます。

そこで、会期の問題についてはその程度にいたしますが、この郵便法について総理にひとつ基本的な問題についてお聞きしておきたいと思ふわけでありまして、ここの委員会が相当審議をしてまいりましたけれども、郵便法で一番問題になりました点は、やはりこゝろにやうな公共的な料金、しかも万国共通であるといふやうな郵便の料金については、世界各國特にアメリカ等においては、一般会計から赤字の郵便料金に対してはかなり繰り入れをしておるわけですが、こゝろにやうな点からいまして、当委員会でも相当議論になつたことは、二百八十億程度の赤字についてはやはり一般会計からある程度郵便事業特別会計に繰り入れをして、そして総理が言つておられますいまの物価の安定といふことも寄与するし、さらにまたこの郵便は万国共通であるしまた公共的なものである、こゝろにやうな考へ方に立つた場合には、何としても一

般会計から二百八十億程度は繰り入れをして、せめて郵便料金だけでも今日の物価上昇の際に値上げをしてもいいくない、こういうのがこの委員会における第一の焦点になっておられるわけでありすが、この辺ひとつ総理どうですか。これはアメリカあたりでもよく総理はアメリカのことを例に出しますが、アメリカあたりでもかなり一般会計から出しておられるわけでありすが、ひとつ総理、これは思い切って一般会計から出して善政を施すというふうな考え方はありませんか。

○佐藤内閣総理大臣　あまりそういう考え方がないのですが、ただいまアメリカの例を言われましたが、社会党さんはあまりアメリカを引き合いに出されないのが特に出される、そこらにも一つ意味があるだろう、かように思っています。私もよく考えてみたのでございます。しかしいままで議論されております今回の赤字、これは郵便の特殊な種別についてこの赤字が出ています。あるもの、封書などはプラスです。だからこういう特殊なものについて社会的理由で安い料金にしておる、こういうものは一般会計でまかなうべきじゃないか、こういう理論的な根拠を与えておる、かように考えております。そういう意味で政府は何か考えられないか、別にアメリカの例をとるまでもなくその議論だと思ふのです。森本君にしてもこの話をうまくするためにアメリカを引き合いに出されたので、本来はそういう点は専門ですからよく御存じのことだと思ふのです。ただその場合、お話にもありましたように郵便そのものは公共事業です。公共事業というものは全体としてパブリックサービスをしておる。非常に負担力のないもの、これに高い料金を取るとかあるいはまた社会的意義のあるものにそのめんどろを見ないとか、こういうのは困るから、それぞれの料金を高くあるいは安くしておる、こういうことなんです。だから総合的に全体としてプラスかマイナスか、それが郵便料金に課せられた独立採算の考え方、かように私は理解しておるのです。したがって、この赤字が特殊な理由でできているのだから、それは

ひとつ一般会計でまかなえ、これには実は賛成をいたしません。また一般会計でまかなうというところは、申すまでもなくこれは税金でまかなうということなんです。国民の負担において処理するということでありすが、これは国民の負担をそこまで拡大することはどうだろうか。これはアメリカでそういうことをやっております。これはアメリカではその制度は賛成しない。また一べんそういう道を開きますと、あとこれはまたたいへんに尾を引く問題でありますので、この際はやはり総合的に独立採算、そのたてまえでこの郵政事業があるべきだ。一般国民の負担とは別にすべきだ、利用者の負担においてこれを処理すべきだ、かように実は考えておる次第であります。

○森本委員　これは総理もかつて電気通信大臣をやられて、この電気通信事業についてはかなり詳しいと思ひます。御承知のとおり戦争前については、いわゆる電電公社の現在やっております仕事も国際電報のやつておる仕事も郵政事業のやつておる仕事も、全部ひっくるめて一本の通信省でやつておった。その当時は御承知のとおり逆に政府に納付金を納めさせられておったほど、その中における会計のやりくりというものがスムーズにいったおった。ところが現在ではもうかる国際電報はもう会社から切り離された。それから電信電話は電電公社に切り離された。結局残ったのは郵政事業として一番もうからぬものが残ったということになったわけですね。そこで、総理のいま言った一般会計から取り入れぬというのを一応受け入れたといたしましても、同じ郵政事業の特別会計の中にありますところの郵政貯金事業特別会計、これがたしか総理が大蔵大臣のときだったと思ひますが、御努力によつて、御承知のとおり郵政省が大蔵省から借りておりました赤字の、いわゆる預託金利についての借金のたしか五百億程度だったと思ひますが、これを棒引きにしまつて、そしてそれ以来預託金利を六分五厘にしたわけですね。その関係で、今日でも郵便貯金事業特別会計の剰余金が積みもつて四十一年度で大体三百

二十億程度と思ひますが、毎年度これが大体四十億ないし五十億程度剰余金がふえていきつづけるわけでありすが、これは同じように郵政事業特別会計の中にある会計としては、珍しく剰余金が出ておるわけでありすが、それから簡易生命保険特別会計については百八十億程度出ております。しかしこの簡易生命保険の特別会計の黒字の百八十億程度については、これは生命保険の相互扶助という観点から、もうかつたならばこれは加入者に対する還付金として配当をふやせということが法律にあるわけでありすが、この簡保の剰余金は別として、郵便貯金特別会計の剰余金の三百二十億程度は、再来年はさらにこれが四百億程度近くなる。この中には、年間九億になんんとするところの没収金も入つておるわけでありすが、要するに、郵便貯金は十年間預け入れ、払い戻しをやらなかつたら国庫に没収になるわけでありすが、それから、そういう金も入つておるわけでありすが、それが今年三百二十億程度ある。とりあへず今年この三百二十億程度を郵政事業特別会計に繰り入れしたならば、今年にはあなたが言うところの物価安定のために、郵便料を一つ上げぬでもおつて来る、こういう形になるわけでありすが、こういう点について大蔵大臣あたりは郵便貯金と郵便とは全然別だ、こういうふうに言い切つておられます。そういうふうには大蔵省の人たちは考えておるかもしれないけれども、実は通信省の昔から、郵政省の内部において実務仕事をしておる者は、貯金から郵便に変わり、郵便から貯金に変わるといふように、それほど貯金と郵便が変わつたものとしては考えられておらぬわけだ。そういう考え方がいふとすれば、ならば、貯金の剰余金あたりから今回繰り入れをしたならば全然値上げをする必要はない、これは常識でわかることでありすが、総理としてどういふふうにお考えか、ひとつお聞かせを願ひたい。

○佐藤内閣総理大臣　森本君御承知のように、私がかつて郵政大臣また電通大臣をいたしたわけでありすが、また大蔵大臣もいたしました。したがって

まして、それぞれの立場において申すのでありますが、全部を経験しただけに一番公平な意見を持つておる、かような意味でお聞き取りをいたしたいと思ひます。

また、通信委員会が、当時私は出てまいりまして、たいへん皆さま方が熱心に御審議をいただいておる、これは他の委員会がもつて飽とするに足る、かように実は思つて感謝しております。この点では大いにそれだけの自信を持たれていいことだと思ひます。

これは余談であります。そこで、ただいまお話がありましたように、電通大臣として電電公社をつくり、また国際電報は会社にした。これは私が大臣のときにそれができたと思つております。また私は鉄道出身でありますので、鉄道の公社をつくつた当の本人でもあります。そこで、国有鉄道の公社と電電公社との間にもやや違いがあるのですが、これはあとで電電公社のほうから、経営者、管理者の意向が十分に透徹するよりな機構にくふうしたのであります。ただいま、もうかるものは会社にした、こういうお話であります。私はもうかるものを公社あるいは会社にします、こういうことになしに、いかにすればサービスが一番期待に沿うように上げることができ、それはやはり民営がよろしいというので、実はこの問題はいたしたのであります。

しかば、この郵政では一体どうなのか、こういうことですが、これになりますと今日のような国営でやるのが最も望ましい状態である、これを中途はんばに民間や何かに移しましたも困りますし、万国一律のものである、こういう意味で、一つの歴史が非常に尊重されている。でありますから郵便自身はこれを切り離さないで、そして電気通信、電話のほうだけ実はいたしたのであります。そこで、ただいま、郵政をやつております簡易保険あるいは郵便貯金、こういうものについて触れられました。これは大蔵大臣の言つてゐるの、あるいはことが不十分かわかりませんが、とにかくこれを区別して考へべきものだ、かように実

は思っております。郵政大臣をした私、大蔵大臣をした私がたまたま申し上げるものでありますから、これは別に福田君の思想に私はあつたわけじゃないので、これはやはり別途に考えるべきだと申しますのは、貯金の場合にはこれは預金者本位に考える、これはもうよくおわかりだと思つて。また簡易保険も、簡易保険制度を設けましたその時期と沿革とお考えになると、これはやはり一般郵便とは区別して考へべきだ、これはおわかりがいただけるのではないかと存じます。したがつて、今いろいろな御議論がござりますが、これは郵政省が不評を買わないように、こういう意味からの御配慮だと思つて、私はこういう事柄はやはり筋目筋目を明らかにして、そういうことではないと国民も理解しないのじゃないか。このほうが都合がいいから、今日赤字を貯金の黒字で埋める、そうすれば国民も納得するじゃないか、こういうイージーゴーイングな考え方には、実は私は賛成しないのです。むしろ郵便は郵便として、御承知のように人件費が七割だといわれております。これは最近のようないへんな情勢から見ますと支出が増高しておる。だからこれをひとつできるだけ合理化もするし機械化も、そして国民の期待に沿うような公共のサービスを提供する。しかも従業員の地位等については、これはもう管理責任として責任を持って、政府として十分この保障もする必要があるし、安心してこの公共事業に専念できるように、そういう考え方をすべきだ、かように思つて。そのためにはやはり国民が納得のできる程度の料金改正、これもまたやむを得ないのではないかと、かように私は思つてあります。

特別会計から補てんする、こういうようなことはこれはそのたてまえ上から見まして望ましいことじゃない、料金を改定せざるを得ない、その道の方向へ行くわけだ。ただこれが一般に影響するところが非常にありますし、消費者物価に影響もします。そのときにはやはりその上げ率あるいはその上げる時期等について私どもがくふうしていくということ、今回郵政省が特にこの実施の時期等も鉄道の場合とは変えておりますもの、そういうふうなくふうがなされたんだ、かように御理解をいただきたいと思つて。○森本委員 まあ総理の御意見はわかりましたけれども、われわれとしてはこれは反対であります。そこで総理に聞いておきたいと思つて、この郵便貯金の剰余金が三百二十億四十一年度にある。これはこのままでいくと年間四十億ないし五十億ずつふえていくわけですね。そうするとやはり総理としてもこれは郵便貯金の加入者に何らかの形において還元をすべきものであるというふうにお考えになるのは当然だろうと思つて。ところが郵便貯金についての金利は一般市中銀行の金利その他とかみ合せて、そうむやみやたらに上げることはできない形になっているわけですね。そうなるてまいりますと、たとえは本年、郵政大臣のほうから実は郵便貯金の貸し付けの法案を持つていったところが、これは大蔵大臣にけられてそのまますぐごと郵政大臣は帰つてきたという形になっておるわけですね。このままでいくと、この郵便貯金の剰余金というものはどんどんふえていくんですね。一体この金はそれじゃどう使うのか、こまかく言うのは別として、大まかに言つて、総理、この郵便貯金の剰余金は二、三年すれば四百億をこすことになる。それじゃこれを何らかの形において郵便貯金の加入者に還元をするような形の施設をつくるなりなんなりに使つてもよろしい、こういう考え方に総理は立つておるか。そうじゃなければ、これはもう三百億ないし四百億の金が宙に浮いてしまふのです。この辺はひとつ総理、もし郵政事業特別会計に使つて

いかぬということであるならば、それなら郵便貯金の加入者に対するサービスに何らかの形において使つていただくことは妥当ではないか。この中には御承知のとおり、毎年九億円の没収金が入つておるわけだ。この辺総理の、ひとつ何かおみやげ的な発言の一つくらいは通信委員会でもらわなければ話にならぬ、こう考えるわけだ。○佐藤内閣総理大臣 これは、いまの森本君、またその他の方の御意見に沿うべく郵政大臣が努力をいたしておられます。そこで、郵政大臣が提案をしておつたことは、実は頭を悩ました問題でございまして、内閣不統一を来たさないでござつた問題でございまして、いわゆるすくすく引き返したという状態ではございせん。しかしこの運用の問題については、実際問題としてたいへんむずかしい問題でございまして、ただいままで簡易保険については一部還元融資をしておる。これは御承知のとおりであります。皆さん方の御要望に沿つたんだと思つて。私もこういう問題について、郵政大臣でありましただけに、大蔵省としてはばつつかつていろいろな議論もしました。しかし大蔵大臣としていろいろものを考へると、国家的資金というものをやはり一応に運用していくことが望ましい姿だ、かように実は考へておられますので、ただいままで、これが郵政省の考へどおりにいかない。ただ、いま利益がどんどん上がる上があると云われておりますが、利益や等の状況は必ずしもそうでもないだろう、かように私は思つて。簡単にいまの金利だけを上げて預金者を保護するといふだけでもなく、この辺にもいろいろ問題があるのじゃないだろうかと思つて。しかしこの際、結論を申さないので、ただいまの御提案になりましたこと、これはとにかくもつとさらに掘り下げて検討する問題である、かように私は思つて、その点だけははっきりお答えしておきたい、かように思つて。○森本委員 いま、総理は大蔵大臣もやられ、郵

政大臣もやられたということになると、まづこうから反対と賛成の意見の大臣をやつておるわけですが、郵政省側としてはこの貯金の剰余特別会計については、郵政事業特別会計に使つてくれなかつたならば、さらに郵便貯金の伸びるような方向に使いたい。たとえば御承知のとおり、簡易保険についてはすでに年間六十億円の福祉事業団ができて、非常に大きな成績をあげておるわけだ。簡易保険の募集には大きな成績をあげておる。ところが財投の資金を得るために内閣自体としては郵便貯金に求める額が非常に大きい。ところが貯金に対するサービスというものは、銀行から見ると非常に落ちておる。せつかくこういうふうな剰余金がある。そんな剰余金を今日まで郵政事業特別会計には使つてくれない。それなら一体どうすべきかということになると、できればこれは郵便貯金の加入者に対してサービスの還元をするような方向に内閣全体が、ひとつ総理、前向きな方向で、前進をする方向で御協議願いたい、あるいは御討議願いたい。いまこですくそれがいいか悪いかとかいうことの回答を求めておるわけではありませんが、しかしいづれにしても貯金というものは、この前も私が本会議で言つたように、そんなにだまつておつてできるものじゃない。従業員がかなり苦勞しつてこれはできておる。しかも財投の資金というものは、政府自体はかなり有効に使つておるわけだ。そういう点からいくとするならば、この貯金の会計の剰余金については、やはり郵便貯金の加入者に対しては還元ができるような方向において、そして郵便貯金の募集ができやすいようにしてやるのがやはり政府のやり方ではないだろうか、こう思つて。これは前向きな方向で、ひとつ総理としても閣内十分議論をしていただきたい。私は、すくすく郵政大臣が帰つてきたといふやみを言ひましたけれども、それはすくすくとは思ひませんが、いづれにしてもこの案が通らなかつたことは事実であります。だから将来については、そういう点について総理としても十分にお考え願いたい、こう思つて。

申すまでもないことですが、赤字が出ればこれをどこかで借り入れをしたらいいだろう、また料金を上げるとか、その他の一般会計からそれをまかなうとか、三つの方法が普通考へられますけれども、借金をすることはこれは根本的解決じゃありませんから、恒久的な対策としては望ましくないので、一般会計からこれを補てんする、あるいは

特別会計から補てんする、こういうようなことはこれはそのたてまえ上から見まして望ましいことじゃない、料金を改定せざるを得ない、その道の方向へ行くわけだ。ただこれが一般に影響するところが非常にありますし、消費者物価に影響もします。そのときにはやはりその上げ率あるいはその上げる時期等について私どもがくふうしていくということ、今回郵政省が特にこの実施の時期等も鉄道の場合とは変えておりますもの、そういうふうなくふうがなされたんだ、かように御理解をいただきたいと思つて。○森本委員 まあ総理の御意見はわかりましたけれども、われわれとしてはこれは反対であります。そこで総理に聞いておきたいと思つて、この郵便貯金の剰余金が三百二十億四十一年度にある。これはこのままでいくと年間四十億ないし五十億ずつふえていくわけですね。そうするとやはり総理としてもこれは郵便貯金の加入者に何らかの形において還元をすべきものであるというふうにお考えになるのは当然だろうと思つて。ところが郵便貯金についての金利は一般市中銀行の金利その他とかみ合せて、そうむやみやたらに上げることはできない形になっているわけですね。そうなるてまいりますと、たとえは本年、郵政大臣のほうから実は郵便貯金の貸し付けの法案を持つていったところが、これは大蔵大臣にけられてそのまますぐごと郵政大臣は帰つてきたという形になっておるわけですね。このままでいくと、この郵便貯金の剰余金というものはどんどんふえていくんですね。一体この金はそれじゃどう使うのか、こまかく言うのは別として、大まかに言つて、総理、この郵便貯金の剰余金は二、三年すれば四百億をこすことになる。それじゃこれを何らかの形において郵便貯金の加入者に還元をするような形の施設をつくるなりなんなりに使つてもよろしい、こういう考え方に総理は立つておるか。そうじゃなければ、これはもう三百億ないし四百億の金が宙に浮いてしまふのです。この辺はひとつ総理、もし郵政事業特別会計に使つて

いかぬということであるならば、それなら郵便貯金の加入者に対するサービスに何らかの形において使つていただくことは妥当ではないか。この中には御承知のとおり、毎年九億円の没収金が入つておるわけだ。この辺総理の、ひとつ何かおみやげ的な発言の一つくらいは通信委員会でもらわなければ話にならぬ、こう考えるわけだ。○佐藤内閣総理大臣 これは、いまの森本君、またその他の方の御意見に沿うべく郵政大臣が努力をいたしておられます。そこで、郵政大臣が提案をしておつたことは、実は頭を悩ました問題でございまして、内閣不統一を来たさないでござつた問題でございまして、いわゆるすくすく引き返したという状態ではございせん。しかしこの運用の問題については、実際問題としてたいへんむずかしい問題でございまして、ただいままで簡易保険については一部還元融資をしておる。これは御承知のとおりであります。皆さん方の御要望に沿つたんだと思つて。私もこういう問題について、郵政大臣でありましただけに、大蔵省としてはばつつかつていろいろな議論もしました。しかし大蔵大臣としていろいろものを考へると、国家的資金というものをやはり一応に運用していくことが望ましい姿だ、かように実は考へておられますので、ただいままで、これが郵政省の考へどおりにいかない。ただ、いま利益がどんどん上がる上があると云われておりますが、利益や等の状況は必ずしもそうでもないだろう、かように私は思つて。簡単にいまの金利だけを上げて預金者を保護するといふだけでもなく、この辺にもいろいろ問題があるのじゃないだろうかと思つて。しかしこの際、結論を申さないので、ただいまの御提案になりましたこと、これはとにかくもつとさらに掘り下げて検討する問題である、かように私は思つて、その点だけははっきりお答えしておきたい、かように思つて。○森本委員 いま、総理は大蔵大臣もやられ、郵

政大臣もやられたということになると、まづこうから反対と賛成の意見の大臣をやつておるわけですが、郵政省側としてはこの貯金の剰余特別会計については、郵政事業特別会計に使つてくれなかつたならば、さらに郵便貯金の伸びるような方向に使いたい。たとえば御承知のとおり、簡易保険についてはすでに年間六十億円の福祉事業団ができて、非常に大きな成績をあげておるわけだ。簡易保険の募集には大きな成績をあげておる。ところが財投の資金を得るために内閣自体としては郵便貯金に求める額が非常に大きい。ところが貯金に対するサービスというものは、銀行から見ると非常に落ちておる。せつかくこういうふうな剰余金がある。そんな剰余金を今日まで郵政事業特別会計には使つてくれない。それなら一体どうすべきかということになると、できればこれは郵便貯金の加入者に対してサービスの還元をするような方向に内閣全体が、ひとつ総理、前向きな方向で、前進をする方向で御協議願いたい、あるいは御討議願いたい。いまこですくそれがいいか悪いかとかいうことの回答を求めておるわけではありませんが、しかしいづれにしても貯金というものは、この前も私が本会議で言つたように、そんなにだまつておつてできるものじゃない。従業員がかなり苦勞しつてこれはできておる。しかも財投の資金というものは、政府自体はかなり有効に使つておるわけだ。そういう点からいくとするならば、この貯金の会計の剰余金については、やはり郵便貯金の加入者に対しては還元ができるような方向において、そして郵便貯金の募集ができやすいようにしてやるのがやはり政府のやり方ではないだろうか、こう思つて。これは前向きな方向で、ひとつ総理としても閣内十分議論をしていただきたい。私は、すくすく郵政大臣が帰つてきたといふやみを言ひましたけれども、それはすくすくとは思ひませんが、いづれにしてもこの案が通らなかつたことは事実であります。だから将来については、そういう点について総理としても十分にお考え願いたい、こう思つて。

すけれども、私たちとしては、これはやはり各企業体の企業内容についてもそれは相当考慮しなければならぬということはわかります。しかしながら実際の貸金体系とした場合については、現在のいわゆる公労協と民間との貸金差、さらに昨年の賃上げ以来の物価の上昇、こういうものを見きわめながら妥当な額を出したとするならば、これは違法な行為とあなた方がおっしゃるような行為をあえて組合はやらぬと思う。要するにそれぞれの企業体に合うような形で貸金を出そうとするし、できれば値切れるだけ値切りたいというのが今日までの政府のかっこうになっておるわけであります。

います。それにしても、実際に郵便料金をこれだけ値上げするならば、やはり他会計からの繰り入れの単価の場合にはもつと強腰で折衝すべきであつたというふうに考へるわけでありまして、しかし時間の関係上、先に進みます。

そこで、四十一年度の予算の全貌が大体わかりました。郵政事業というものは人件費のほうに食われる食われるといふことをよく言われるわけでありまして、四千七百七十八億円のうちに人件費の占める割合は幾らですか。これは事務当局でけっこうです。

○浅野政府委員 郵政事業全体として見ました場合に、これは予算がふえましたから七九%になつております。

○森本委員 金額にして幾らですか。

○浅野政府委員 二千四百六十一億であります。これは三会計を通じてであります。

○森本委員 一人当たりの単価は幾らになりますか。

○浅野政府委員 従来約七十万円で計算いたしておりましたが、ちよつといふ正確なところは出ておりません。

○森本委員 そすると基準内賃金の平均は幾らになりますか。

○浅野政府委員 三万六千三百八円であります。

○森本委員 それは基準内賃金かね。私の質問は基準内賃金という質問ですよ。

○浅野政府委員 予算上で言っております基準内単価は三万六千三百八円です。

○森本委員 四十一年度ですか。

○浅野政府委員 四十一年度であります。

○森本委員 そすると四十年度は。

○浅野政府委員 四十年度は三万二千八百三十六円です。

○森本委員 間違ひなく基準内賃金ですか。そうすると三万二千八百三十六円と三万六千三百八円の差は何ですか。

○浅野政府委員 これは昨年のベースアップの

六・二五%と昇給原資三・五%を見込んでおります。

○森本委員 ちよつとその数字はおかしいと思ふ。間違ひないですね、基準内賃金で。

○浅野政府委員 これは予算上でありまして、間違ひありません。

○森本委員 もし間違ひしておつたら、ひとつ責任をとつてもらふようにして、あとから私もこれはひとつ詳しく調べてみたいと思ひます。

それから本省の大臣以下部局長で、特別会計と一般会計とあると思いますが、本省の部局長は全部一般会計ですか。

○浅野政府委員 政務次官、事務次官、電気通信監理官と電波監理局長であります。

○森本委員 政務次官、事務次官、電気通信監理官、電波監理局長……大臣は……。

○浅野政府委員 大臣はこれは当然でございます。

○森本委員 大臣、政務次官、事務次官、電気通信監理官、電波監理局長、部局長以上で本省ではこれだけですか。

それから地方にはおりませんか。電波監理局を除いた以外の郵政局に。

○浅野政府委員 特別会計にはおりません。

○森本委員 特別会計にはおりぬと言つて……。一般会計の人が郵政局におりぬかと聞いておる。

○浅野政府委員 郵政局にはおりません。電波監理局は別ですが。

○森本委員 電波監理局は、これは当然全部一般会計であらうと思ひますが、そういたしますと、郵政局にはおりぬ。本省における大臣と政務次官と事務次官、電気通信監理官、電波局長……電波局長はわかりません。監理官もわかりませんが、大臣、政務次官、事務次官といふうちの事務次官、これは何で一般会計になつておるんですか。これは郵便事業も貯金事業も保険事業も一切やらぬだらうがね。

○浅野政府委員 もしろ本省の部局長以上は全部一般会計から出るのがたてまえたと思ひます。

それで郵政省におきましては、特に事務次官は一般会計を監督いたしておりますから、一般会計に残し、それ以外はむしろ例外的に特別会計に入れたのではないかと存じますが、(前からきまつておつたんだよ)と呼ぶ者あり。前からきまつておつたかどうか存じません。

○森本委員 そいうことになる、経理局長もこれは一般会計のほうの経理も担当する。どうですか。

○浅野政府委員 担当いたしておりますが、実際上は一般会計の総まとめだけいたしております。

○森本委員 それから人事局長も、電波監理当局的な人事管理については一応担当するのではないですか。

○會山政府委員 ただいま経理局長の御答弁のうちに、私どものほうも取りまとめをしてにすぎません。

○森本委員 取りまとめじゃないのだらう。経理局長は郵政省の郵政事業特別会計、一般会計、それから人事局長は人事局長の職権に關するところの人事、労働の管理については一応仕事としてやつてゐるのでしょうか。

○浅野政府委員 法律上、設置法上はそういうことに相なつております。ただ特別会計が主体でございまして、さういふふうにしたのだらうと思ひます。

○森本委員 元来本省の部局長、それからかなり高い地位にある者、本省の課長クラス、郵政局の部長、郵政局長、次長、このクラスは、本来ならば管理機構として一般会計から出してもいいのではないか。これは本来なら国が行政機構としてやるべきものである。現業部門ではない。そういう非現業部門については私は一般会計が担当すべきものである、本来国が責任を持つてやらなければならぬ仕事であると思ふ。実際に経理局長とか、人事局長の給料は郵便事業の中から出すのはもつたないですか。私はこれは当然一般会計から出してしかるべきだと思ふ。現業部門については当然特別会計として考へなければならぬ。しかし非

現業部門については当然一般会計から出すべきである。さういふふうにするれば、この郵政事業特別会計の内容といふものはかなり変わつてくるのじゃないか。試みに聞いてみたいが、本省の課長以上と郵政局の部長以上とをはずしたら、給料は大体どの程度になりますか。大ざつぱりでいいですよ。

○浅野政府委員 年間約二億二千万円ぐらいであります。

○森本委員 大臣、これはちよつと検討を要する問題ではないかと思ひます。二億二千万円であつても、金額はなるほどこの四千七百七十八億円から見ると少ない金額であります。これはやはり責任的な立場にあるし、現業ではございせん。非現業として管理者の最高の地位に立つわけですね。現業の人の管理者については特別会計でやるのやむを得ぬとしても、本省の部課長以上、郵政局の部長以上については、私は一般会計で補うのが当然じゃないか、これは一般会計で補つても何ら差しつかえないといふふうに考へるわけでありまして。外国でもさういふ点についてはさういふふうにはやつてゐる国もあります。この辺は今後ひとつ郵政事業の特別会計、一般会計のあり方からして検討を願ひたいと思ひますが、大臣、どうですか。

○郡国務大臣 おつしやるように、筋論から申しまして検討する必要はあらうと思ひます。検討いたすことにいたします。

○森本委員 それから、先ほどの賃金の数字はどうもちよつとおかしいと思ひますが、それは別として、それで結局現在郵政省で長期療養者と要注意者は大体どの程度おりますか。

○會山政府委員 いくつかの委員会では申しましたが、要注意者は七千八百名おります。長期療養者は、病氣によりまして、結核におきまして八百名だつたと思ひます。

○森本委員 結核だけでなしに、すべての病氣療養者を入れて、いま要注意者とそれから病氣療養者と入れて、現在何ほおりますか。

○會山政府委員 要注意者はいま申し上げましたように七千八百名でございますが、結核以外の長期療養者を入れますと二千名でございます。

○森本委員 そういたしますと、合計で約九千名、こういうことになりますか。

○會山政府委員 さようでございます。

○森本委員 その九千名を現業と非現業と分けて、どういふ比率になりますか。

○會山政府委員 私の持つております資料では現業と非現業との区別はございませんで、公務法適用外職員と公務法適用職員とでございます。したがって残りが公務法適用職員ということで、現業が主体だということになります。

○森本委員 これは大臣、いまの統計をよくお聞きを願いたいと思っておりますが、現業関係がいかに相当過労であるかということで、これは後ほどまた質問をいたします。局舎の環境整備その他についても出てまいりますが、今回の値上げの中で、局舎の整備ということが大きく取り上げられておりますけれども、実際にはこの局舎の環境の問題において、これだけの要注意者と病氣療養者が出ておる。いま大体一万人に近いものがあるが、その中で非現業のほうは六十名だ。だから公務法適用者というのは大体現業になると思っております。そのほうが相当膨大な数字が出ておる。いま職場環境というものはかなり悪いのだということがはつきり言えるわけでありまして、これはいつか私も通信病院その他の問題について大臣に要望いたしまして、大臣のほうとしてもこの問題についてはかなり熱を入れておられるようでありまして、これはまことにけっこうでありまして、ひとつ将来もそういうふうに十分御努力をお願いいたし、こう思ふわけでありまして。

さらに、これは人事局長にお聞きしたいと思ひますが、いまいわれる一般会計を除いて特別会計における総人員は幾らですか。

○會山政府委員 四十一年四月一日現在の定員は三十二万一千六百六十五名でございます。一般会計

計はそのうち三千三百三十一名でございますので、これを除きますと三十一万八千五百三十四名が特別会計でございます。

○森本委員 三十一万八千五百三十四名のうちで実際に転勤を命ぜられるところの管理者は何名おられますか。

○會山政府委員 転勤の対象は必ずしも管理者だけではないんですが、管理者が大部分でございます。管理者の数は二万九千九百九十八名でございます。

○森本委員 そういたしますと、一般職員住宅は何軒ありますか。

○會山政府委員 いま資料を持つてまいりますので、大体でよければ申し上げますが、大体の数は、職員用住宅は三万五千でございます。

○森本委員 三万五千というのは、管理者を除いての住宅ですか、全部の住宅ですか。

○會山政府委員 全部の住宅でございます。

○森本委員 そういたしますと三十一万八千五百三十四名、その前に二万九千九百九十八名という管理者がおるといふことになりまして、この管理者は転勤を免令されますから、当然これは二万九千九百九十八名に優先的に住宅が与えられるということになりますと思ひますが、三万五千ということになりますと、そういたしますと、残りざつと見ても五千五百くらいしか住宅がない、その住宅は三十一万八千五百三十四名に対して、わずかに五千ちょっとしか住宅がない、こういう状況になるわけでありまして、これは住宅手当が何らか出してありますか。

○會山政府委員 住宅手当は、ただいま組合のほうから調停申請いたしておりますが、支給はいたしておりません。

○森本委員 これは相当考へるべき問題ではないか。三十一万八千五百三十四名という現業職員を

かかえておいて、実際にこの住宅難のところに五千軒しか住宅がないというふうなことは、とてもじゃないが、これはベラスアップの問題も非常に大事でありますけれども、こういう厚生施設、福利施設というものは完備しなければ、これは従

業員の労働意欲に非常に影響を来す。先ほど来問題になっておりますように、郵便事業というものは人の力によって行なうことが非常に多いわけでありまして、人を大切にすることが非常に多いわけでありまして、郵便事業というものは決していいかぬわけでありまして、いま統計を見てこれは非常に私にはあれとせざるを得ないわけでありまして、こういう点については少し考へていかないと士氣に非常に影響する。それからまた病氣にも影響をしてくるというふうに考へます。

そこでいまちよつと問題になっておりますことは、たとえば東京都内に炭鉱労働者の転業の人々がこの郵政事業に入つてきておる。ところがこの人々については、何年か労働省がお世話をする住宅がある。しかしこれはある一定の年限がくれば切れる。そうすると当然この住宅に入りたという要望になる。ところが一方で郵政従業員として十年も二十年もたつておられるけれども、まだ住宅の回りが少ないという人がおる。ところが一方は炭鉱の労働者としての転勤者でありますから、当然これはやつてもらわなければならぬ。この理屈も確かにあるわけでありまして、ところがこの炭鉱の人々が来られたことについては、本来ならばこれは労働省が責任を持つて住宅のあつせん等も行なうべきであります。ところがその問題については、現行はやはり郵政省がかぶつていかなければならぬ、こういう形になつておると思ひますが、この辺の事情をちよつと説明を願ひたい、こう思ふわけでありまして。

○會山政府委員 その前に先ほど二万九千九百九十八名の管理者がおると申し上げましたが、御案内のように一六六千人近くが特定局長でございますので、特定局長は主として不転勤を原則といたしますから、その点御了承願ひたいと思ひます。なおただいま炭鉱労働者の住宅のことについてお話ございましたが、御案内のように炭鉱労働者の住宅は、雇用促進事業団で建設いたしました。それに入れているわけでございます。一年という期間を定めては労働省、雇用促進事業団等と交渉

いたしました。現在三年にいたしております。したがつて促進事業団の建てました宿舎がへんびなところにあつて非常に不満を持つております。炭鉱労働者出身の者が、現在先生のお話のように、御指摘のように五年、十年たつてなお宿舎に入れないという者が圧倒されておるという事実はたまたまのところございません。しかし雇用促進事業団のほうからの要望もございまして、早く出て郵政省で引き取つてほしいという要望もございまして、そのうちで、特にいま御指摘のございました東京周辺で非常に遠隔の地から、たとえば二時間以上の地から通つておるような者につきまして、十数名の者は今年度建てます宿舎に移しがえをしようという話をしておるといふのが現状でございます。

○森本委員 いまの人事局長の答弁は、一応私は納得いたしますが、しかしその場合でも、本来ならば郵政省がそれをおさなければならぬことにはならぬわけでありまして。郵政省がかぶるということとは、郵政省に初めからおつた者がやはりある程度損をするという形になるわけであつて、元来ならばその三年過ぎたあとの問題についても、これはやはり労働省のほうに郵政省のほうに對して、住宅費なら住宅費としてこれだけ出すからおたくのほうで特別に建ててくださいという形でやらなければ、同じ郵政省内部の職員としても不公平が出てくる、こういうような問題が出てくるわけであつて、こういうことまかい問題は大臣もあまり御承知ないかもしれませんが、東京都内ではちよつともめておる問題でありますので、ひとつ十分にこれは御調査を願つて、労働大臣ともかけ合ひなければならぬ問題は大臣みずからかけ合ひを願ひたいというふうに考へるわけでありまして。

これからのいよいよ本論の郵便法の質問に入りたい、こう思ひますけれども、ちよつと約束の十二時半がきましたので、一応午前中の質疑はこれで終わりました。午後本会議終了後質問することにいたします。

○砂原委員長 本会議散会後直ちに再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後三時五十五分開議

○砂原委員長 これより再開いたします。

郵便法の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。森本靖君。

○森本委員 大臣何か四時過ぎに閣僚会議があつて行かれるのでございますか。

○郵務大臣 四時半からでございます。

○森本委員 それで、まず大臣がおられるときに重要な点をひとつ済ましておきたいと思ひますが、この前の審議の過程において問題になつておりましたところの第十九条の四「郵政大臣は、省令の定めるところにより、料額印面のついた郵便書又は郵便書簡で、料額印面以外の箇所につき、これを汚染し、その一部をき損し、云々、こゝういふことがあるわけでありませう。こゝでちよつとふしぎに思ひますのは「郵便書又は郵便書簡で、料額印面以外の箇所につき、これを汚染し、」取りかえるものはさういふことになつておりますが、実際にかえる場合には「郵便書、郵便書簡又は郵便切手と交換する。」こゝにあるわけでありませうが、これはたとへばはがき並びに郵便書簡を汚染した場合には、実際にははがき、郵便書簡にするけれども、ないときにはそのかわりに郵便切手で交換をする、こゝういふ意味ですか。

○長田政府委員 さようでございます。

○森本委員 さようでございますという答弁がありましたが、現実には、これは郵便書簡なり郵便はがきであつた場合には、その郵便書簡なり郵便はがきをかえてやるのがほんとうじやないですか。

○郵務大臣 それは売り切れ等の場合のほかは該当のものを取りかえるのが当然だと思ひます。

○森本委員 売り切れ等の場合ということですが、売り切れるということはほとんど郵便局ではありませんで、現実にはないと思ひます。

そこで、これについて私は、この法令がある以上は、この前郵務局長が言つたように集配局というふうに限定することはいいけない、やはり無集配郵便局においてもこれは取りかえをしなければならぬ、こゝういふふうに考へておるわけでありませう。それから實際問題として、これはかりに子供が一枚持つてきてもかえざるを得ない。とにかくそのことを一度やつてもらいたい。やつてみてどうしてもこれはいけないということになれば、またそのときはそのときで考へてみていいけれども、こゝういふ立法の趣旨から考へるとするならば、最初は、無集配郵便局においても、一枚持つてきてもかえざるを得ない、こゝういふことでやはり発足をしていただきた、こゝういふふうに思ひます。が、大臣からお答えを願つておきたいと思ひます。

○郵務大臣 先ほど売り切れと申しましたのは、年賀状でありますとか暑中お見舞いはがきだとか、こゝういふものにはさういふ事態の場合が起るかと思ひます。それから窓口事務を扱います郵便局で、すべて交換を扱うことにいたしましたと思ひますし、枚数の点は都内の郵便局などでは、ちよつと時期によりましては込むようなことがあろうかと思ひますので、状況によりましては考へざるを得ないかと思ひますけれども、おっしゃる通りに、立法のたてまえはどこまでも尊重していく、書き損じたものをかえてあげることがサービスマンだからこゝういふ意味合いで扱うことにいたしたいと思ひます。

○森本委員 そつちいたしますと、これは全部の無集配郵便局において交換を行なう、こゝういふことですね。

○郵務大臣 さよういたしたいと思ひます。

○森本委員 それから、この間問題になりました第二十六条の六の項であります、これは非常に問題になりましたけれども、私もあえて固執はいたしませんけれども、この法律を読んだ場合は、やはり日本の學術方面については學術會議が最高の機関であるということが載つておるわけでありませうので、この二十六条の六項については、原則

としてやはり學術會議の意見を聞いて、そして郵政審議會にかけて、最終的には郵政大臣が決定する、こゝういふふうにはつきりとしたものを持つていただきたというふうには考へるわけであつて、あえて固執いたしません、原則としてやはり學術會議の意見を聞いて郵政審議會に諮問をする、こゝういふことでこの点はひとつはつきりとおさめたい、こゝう思つておるわけでありませうが、大臣から聞いておきたい、こゝう思つておるわけですか。

○郵務大臣 おつちやいますように、學術會議は權威のある機関でございますから、原則として日本學術會議の意見を聞きまして、郵政審議會に諮問の上指定することにいたします。

○森本委員 そこで、この条項をすつと見てみますと、いままでこの委員会において全然審議されておりましたのは、特殊料金の扱いが案外多いにもかかりませう、実はほとんど審議をされておられません。

そこで特殊料金について私は申し上げたいと思ひますけれども、その前に、この第一種郵便物で、非常にこれはわかりにくいやり方にしたわけですね。定形は十五円、それから非定形については二十五円ということについてははつきりしてありますけれども、その重量が五十グラムをこえ五十グラム云々ということについては、なかなかこれはしろうとはわかりにくいことにしておるわけですか。これはわかりにくいようにしたわけですか、それともやむを得ずこゝういふふうにしたのか、一体どういふわけでこんなにわかりにくくしたのか。この法律を読んだだけでは、普通の人は、一体それじゃ最高何になるだらう、ちよつと勘定しにくいんですよ。ちよつと読んでみましようか。「重量五十グラムまでのもの」であつては二十五円、重量五十グラムをこえ五十グラムまでのものにあつては五十グラムをこえる五十グラム又はその端数ごとに十円の割合で算出した額を二十五円に加えた額、重量五百グラムをこえ一キログラムまでのものにあつては二百円、重量一キログラムをこえるものにあつては一キログラムをこえる一キロ

グラム又はその端数ごとに五百円の割合で算出した額を二百円に加えた額とする。いまの額をわかつたという人が何ぼいるか、聞いてもらいたい。これはとてもじゃないがしろうとはわからないですよ、この書き方は。どうしてこんなふうなものをつけたのか、いわゆる一定の量をこえた場合は、たとえば五十グラムなら五十グラムごと、百グラムなら百グラムごとというふうにはきちんと分けなかつたのか、この辺ちよつと、郵務局長でけつてうですか……。

○長田政府委員 ただいまお読みの方の非定形のもの五十グラム以内が二十五円、五十グラムをこえ五十グラムまでごとに十円ずつ足してまいりまして、五十グラムをこえるものになりますと二百円、一キログラムをこえるものになりますと一キログラムごとに五百円を加えるという内容でございます。

○森本委員 最高は一体何ぼか。

○長田政府委員 四キロで千七百円でございます。こゝういふふうにはいたしましたのは、前半のほうは一つはコスト主義でございます。従来は二十グラムまでごとに十円といふことで六キロまでずつと通してございまして、ところがコストの面からまいりますと、四十グラムのものが二十グラムの倍といふわけでもございませんで、運送については倍になりますけれども、それ以外の手数はあまり変わらないといふことからしまして、各国とも、最近では主要な料金につきまして目方を増すごとにふやす料金は少しづつ減らしておるというのが実情でございます。コストから見まして、こゝういふふうになつておるわけでありませう。上のほうにまいりましてまたふやしておるということが一つ問題でございます。五百グラムをこえ一キログラムになりますと、普通計算でいきますと五百グラムが百二十五円になり、五百グラムをこえるものが百二十五円であるところ、ところが、二百円になつておるということが一つ問題であります、それにつきましては小包郵便物との混淆といふやうな問題が一方ではございませう。それから一方では、全体の郵便物をわらひに第一種については

小さいものでそろえていくというような考え方もございまして。それらをあわせて二百円ということにしたわけでございまして。一キロ以上になりますと少しした模様がかわってまいります。

○森本委員 大体その趣旨はわかりましたけれども、郵務局長自身が課長に聞かなければ最高額がわからぬというようなきめ方をしたので、一般国民はよけいにわからぬということですよ。これは根本であるから、そういういろいろな理屈はあるにいたしましても、こういう大衆に非常に親しみの深い第一種郵便物等については、いまだ少しだけが見てもすぐわかるようにもって考えるべきである。あまり官僚的な考え方に立って料金体系をいじくり回すものではない。私の言いたいのは、一般の国民がざっと見てすぐわかるというように料金体系を考へるということ、いまこれはどうにもなりませんけれども、次に改正するということはおそらくなかなかなるまいと思ひますが、具体的に言うならば、いま言ったようなことについてあなたのほうの御意見はそれは御意見としてありますけれども、大衆はそういうことを知りませんから、大衆にもっとわかりやすい料金体系をつくってもらいたい、こういうことを私はあえて言いたかつたのであります。これは大臣といえどもおそろしく二、三回読まないとかなかなかわかりかねる料金体系です。しかもこの第一種は一番大衆に影響のある郵便物でありますから、その点を今後十分に気をつけていただきたいということ、それから四十二年七月一日からこういふ第一種の郵便物が第五種と一緒にになった場合、いままでのような筆書、書状の第一種と、それからもうでないものの第一種の通数がどの程度になるというふうな分析をしておりますか。

○長田政府委員 従来の第一種はほとんどそのままです。それから従来の五種は一部、学術刊行物のほうに二百五十八万通見込んでおりますが、そのくらいいまいます。それから九百五十万通は書籍小包に移ると考えます。残りは全部第一種になってまいります。そのように考えております。

○森本委員 いや、私の聞いておりますのは、今回の改正により第一種の通数は一体どの程度の通数になるのか、その場合の第一種の通数のうちの従来の開封に匹敵するところの第一種、要するに非定形、その書状によるところの第一種、今回はいままでの開封のものとはにかくなくなつたわけでありまして、そういふものと、実際の筆書によるところの書状、そういうものとを分け方は一体どの程度になるかということをお願いしておるわけですよ。なぜかというのを聞くかという、今回からは開封の郵便物というものは一切なくなるわけですよ。そしてそういうものは全部第一種になるわけですよ。本来郵便というものは飛脚時代から自分で書いた手紙を相手方に届けるということが、まず第一番目の眼目でなければならぬわけでありまして、ところが今回は印刷物も一種として一緒になる。そういう場合にはダイレクトメールまで、実際問題として第一種になる。そこで非定形の場合には二十五円になるからある程度出す率は下がってくるであろう。しかしながら実際に定形、非定形ということになって一種としての取り扱いは同様である。そうなるべくと、本来早く到達をしなければならぬところの第一種郵便物というものがほかの、いわゆる印刷物の第一種郵便物と一緒にされて、おくれはしないかという点が心配になりますので、そういう点についての分類をどうせられておるか、こういうことであります。

○長田政府委員 現在の第五種は二十二億ばかりございまして。その中には非常に大きなダイレクトメールのようなものなどもございまして、これが一種に統合された場合に、定形のものになると見込まれますものは十四億六千万通でございます。この十四億六千万通につきましては、従来の一種、二種と同じような、いわば高等信扱いをするようになるわけでありまして、

○森本委員 だから従来の第一種の十四億六千万通ということになるならば、それ以外の今回の第一種に入る分がどの程度見込まれておるか。

○長田政府委員 二十二億の五種が、そのうちで定形として十四億六千万通、それから先ほど申し上げました学術刊行物のほうに二百五十八万通、それから書籍小包のほうに約九百万通余り、残りは一種に参りますが、非定形の形で出るかと思ひます。

○森本委員 いや、あつてに答えてもらいたいです。十四億六千万通というものが従来の第一種であるとするならば、あなたさう言うが、そうでなしに、それならもう一ぺん聞くが、今回の七月一日からの改正では第一種として、従来の第一種の郵便物を何通程度見込んでおるか、そうでない第一種を何通程度見込んでおるか、こう聞いておるのです。

○長田政府委員 従来の一種と五種のはほとんど全部が新しい一種になるわけでございます。従来の一種が二十五億余り、従来の五種が二十二億余り、合せて四十七億が新しい一種になるわけでございます。

○森本委員 そういたしますと二十五億と二十二億の第一種については、郵便物の送達については同じ取り扱いになるわけですね。

○長田政府委員 このうち定形と非定形に分かれて、定形のほうにつきまして従来の一種、二種と同じ扱いになるわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、二十五億と二十二億のうちの、さらに非定形と定形とに分けるわけですか。

○長田政府委員 抑せのとおりでございます。

○森本委員 その定形と非定形はどいう割合になるのですか。

○長田政府委員 定形三十九億、非定形五億三千万、その程度を予想しております。

○森本委員 そういたしますと、その場合に、定形は同じような取り扱いをする、こういうことになるわけですね。

○長田政府委員 定形の中で、これは後に出てくる条文中でございますが、割引制度を適用されまして、その際、おそくてもいいという申し出のあるものにつきましては、定形の優先扱いでない扱いになるわけでございます。

○森本委員 その割引制度のものが大体どの程度と見ておるわけですか。それは市内郵便と、それ以外の割引とあると思ひますが。

○長田政府委員 協力をされまして、割引をいたします予定のものが六億九千万でございます。これにつきましては、相当手数は省けるわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、三十九億から六億引きますと、大体三十三億程度というものが定形の第一種郵便物として同じ取り扱いを受ける、こういうことになるわけですね。

○長田政府委員 さうでございます。

○森本委員 そういたしますと、四十年年度の第一種郵便物は、一体どのくらいあつたわけですか。

○長田政府委員 二十二億余りでございまして。

○森本委員 この今回の郵便法の改正における大衆にとって一番問題のあるところだと思ひます。三十三億になるわけでありまして、これは同じような取り扱いをして、かなりこの高等信としての取り扱いをしなければならぬ。ところがこれが四十年年度には、二十二億ということになると、十一億これによってふえるということになるわけでありまして。その十一億ふえた第一種郵便物というものが、従来の第一種の高等信と同じような取り扱いを受け、同じ速度をもって配達をされるかどうかというところに大きな問題があるわけでありまして。この辺のことが完全にはいかなければ、今回の第一種郵便物を第五種郵便物と一緒にして、定形、非定形にしたことが大きな失敗である、こういうことになるわけでありまして。この点が一番私心配をしておることでありまして、そういう点については郵務当局としては自信がありますか。

○長田政府委員 先ほど申し上げました、旧の第五種郵便物で、新しく第一種郵便物になりますものが、市内特別とか非定形などを除きまして、約十四億六千万通あるわけでありまして。そのうち約半分は自府県内あつてでございます。自府県内あつてのものにつきましては、定形の優先扱いでない扱いになるわけでございます。

ものは、従来から高等信扱いと三種以下の扱いとはつきり峻別いたしております。大体同じように扱っていたわけでありませう。残りの十四億六千万通のうち半分が自府県内であつて従来と同じであります。残りのものの約六億九千万通が割引の対象になつて、相当御協力がいただけるということになりますので、従来の一、二種高等信扱いより若干ふえますけれども、その数は一億にもならないことを大体予想いたしております。それに航空搭載あるいは一、二種に分けないで一本で初めから引き受けるというやうなことに伴う、若干のプラス等も考え合わせますと、部分的にはまだ問題の起こる局もございまいし、定員の配置とか、あるいは局舎施設とか相当気をつけなければならぬと思いますが、総体としては私ども相当気をつけ、努力いたしますならば、ほぼ高等信の扱いの質を低下することにはならないで済むのではないかと考へております。

○森本委員 少しその考へ方は、やってみたら甘いのではないかという気が私はするわけでありませうけれども、これはひとつ論争になるわけであつて、せつかくこの郵便法を改正いたしまして、収入はふえた、飛行機も使った、しかしながら實際問題としては、第一種のはんとする書状というものが、従来よりもサービスが悪くなったといふことは、全く国民に対して申しわけがない、意味がない。この辺については、十分に定形、非定形の問題については考へていかなければならぬといふことを私は心から申し上げておきたい、こう思うわけでありませう。

同時にもう一つ聞いておきたいと思ふことは、非定形と定形との取り扱いが違つてくるということになりませう、非定形の場合と定形の場合に局内における取り扱いというものはどういふうに違つてきますか。

○長田政府委員 局内では大ききによりまして、定形、非定形に大体分けられますが、非定形のものにつきましては、差し立てにつきまして大体従来の

三種以下のものの扱い方にするつもりでございます。

○森本委員 だからさういふことは——これはあなたは専門家でわかつておるかも知れぬが、委員ではわかりませう。だから具体的に定形、非定形というものの局内における取り扱いはどういふうに変わつてきておるか、さういふことですか。

○長田政府委員 局内で大ききによりて両方のグループに分けてまして、それから内勤が区分作業をするわけでございますが、自府県内のものでございましては大体同じ扱いですが、ちよつとことばが前後いたしましたが、自府県外のものにつきましては区分する実益があまりございませう。特に大きなものは大もの取り扱い局へ回します、それ以外のものについては大体もう同じ扱いでやつてまいらう。他府県外のものにつきましては、新しい一種及び二種につきましては、御承知のやうに近間のところにつきましては鉄道の受け渡し区分をいたします。それから少し遠いところにつきましては、市区分あるいは個々の配達局区分等をしてまいります。これは距離等によりましてやり方がいろいろに変わります。

それから非定形のものにつきましては、自府県内はともかくそれ以外のものにつきましては分配局区分と申しまして、各県にきめられております。一カ所ないし二カ所、大体一カ所ですが、そこあてに——県庁所在地が大部分でございます。そこに全部送りまして、その県内のものでそこからまた新しく区分して送る、さういふやり方でございます。

○森本委員 いまその最後のことを早く言わなければいけません。要するに、高等信の場合には、集配局単位にいわゆる区分けをしておる。そこでそのまま直送される形になる。ところがそれ以外の郵便物については、一応集中分配局なり分配局に一度おろされて、そこにおいてさらに区分けをしていくということになりますから、今回の場合、實際問題としては、場合によっては半日、一日おくれる場合があり得る。第一種の場合にお

きましては、定形は従来どおり一種の扱いをして、たとえば集配局についてはほとんど集配局の直送の形における締め切り行のうちに区分をされる。ところが非定形の分については、大体県庁所在地のいわゆる分配局に回つていく、さうして分配局から今度それぞれの集配局にいく、場合によつては補助分配局なんかを通る場合が年賀はがき等にはあると思ひますが、年賀はがきは別として……。

さういたしますと、非定形の郵便物というものは、同じ第一種でありまして、定形の第一種と比べる、やはり送達速度が速いといふことは否定しがたい、さう思ふのですが、どうですか。

○長田政府委員 仰せのとおりでございます。ただ従来の一種につきましては非定形になるものの率が非常に少のうございませう。これは一%か、もう二%をこえることはあまりございませう。その面につきましては、従来の五種の大きなものが従来のままの扱いになるといふのがかなり大きな割合でございます。

○森本委員 しかし、この通常郵便物の今回の長さの縦横のものをみると、やはりある程度の封筒の大きさのものについては非定形になるわけでありませう。そこで、非定形になつても、その中に印刷物が入るが筆書の書状が入るが同じ取り扱いになるわけでありませう。その場合に、本来ならば、この非定形の中にも手紙を入れていいわけですが、いわゆる手紙を入れた非定形の場合は相当おくれでくる。〔高いんだ〕と呼ぶ者あり、いま言つておりますやうに、しかもその料金が二十五円に上がつておるわけでありませうから、十五円上がつておるわけでありませう。その上にこれはおそいといふことになつた場合、實際問題として、第一種としてここに定形と非定形というように分ける意味が一体どこにあるのか。さうなつてくると、定形と非定形については第一種、第五種といふうに分けるのがほんとうではないか。同じやうな第一種として分けるならば、少なくとも定形である、さうと非定形である、それは同じ郵便物である。将来郵政省が機械化されて、それに協力してくれ

るものは定形郵便物として早くいく、ところが自分の都合によつて封筒が大きくなつたり小さくなつたりした場合に、これは非定形でございますからからおくれませう、このやり方は郵政省は少しえがかつて過ぎやしないか、郵政省だけの都合ではないか、さういふ点については、郵政省自身が郵便の機械化そのものをあまりにも急いだ關係から、ここにさういふ定形、非定形というものが出てきた、それは定形、非定形でもけつこうでありませうけれども、これを同じ第一種郵便物とするということについては私はちよつとおかしいのではないかと。それならば、この非定形のもの五種なら五種にして、従来のやうに開封にはしなくてもよろしい、さういふやうにしたほうがもつと筋が通るのではないかと、その辺はどうですか。

○長田政府委員 お話のやうに、定形を一種という名前をつけ、非定形を五種なら五種という名前をつけて扱いを別にしていくといふき方もあるかと思ひますが、通信の内容そのものはほとんど変更がない、質的変更がないといふことからしますと、同じやうな系統の郵便物の処理のしかたが、重層等によつて若干違ふ。かなり技術的な扱い方が違ふといふことになりませうので、私も種別を異にするところまでいたしませんで、同じ一種の中の内容は同じですから、同じ第一種の中の扱い方を違へるだけといふやうに考へただけでございます。お話をやうに名前を違へてくつきり区別をするといふき方も考へ得ないわけではございません。

○森本委員 本来この料金の値上げという問題も、郵便法については非常に大きな問題ですけれども、この郵便の根本をかなりくつがえすやうな、従来からいふと改革になつております。郵政省として確かに機械化をして速度を早めるといふ点については、これはある程度それに合つたやうな形をしておるわけでありませうけれども、具体的にいま私が指摘をいたしましたやうに、大衆側に立つと、郵政省が機械化しようがどうしようが、自分の出した郵便物がやはり正確に、しかも早くいくとい

うことを願うわけであって、その辺の調和をいかなるかととるかというところが一番問題であらうと思うのです。ところが、今回の改正については、私はあまりにもその機械化ということに郵政省は重点を置き過ぎているのではないかと。やはり大衆に対するところのサービスというところをもっと考慮してしかるべきではないか。たとえば第一種郵便物として非定形で出した場合でも、これは若干おくれますよという宣伝はあなたのほうはしません。だから一般の大衆は、非定形であろうが定形であろうが、同じような速度で届くものと解釈をして出すわけでありまして、ところが実際に出した場合には、定形のはうは早く届いて、非定形のはうがおそくなつていく、こういう点については、もしかりにこれを実施するという場合には、よほどこの辺の内容を國民大衆にPRをしていかねなければ、これは大衆をまどわすことになるのではないかと。だからひとつこの点について、私は、私がいま申し上げましたような第一種の問題についてはよくPRをしてもらいたい。というの、いままで郵便物は御承知のとおり、開封の書状というのがあったわけでありまして、これが今回は全然なくなつておるわけでございますから、これだけでもこれは根本的な改正でございます。今回は開封のいわゆる郵便物というものは一切ないわけでありまして、そういう点でこの非定形というものがふえてきた場合に、この非定形は今回は二十五円になつておるから第一種として同じように扱われるということでは、実際問題として大きな問題でありますので、よほどこの郵便法が、かりにわれわれが反対をいたしましたとしても、与党が多数でありますから、多数で無理やりに強引に押し切つても成立します。成立しても、これは、われわれとしては、少数でありまして、やむを得ないといひました。あとにおいて、やはり國民に相当のサービスのつもりでPRをしてから、この機構改革について

は考えてもらいたいということを、私は特に要望しておきたい、こう思うわけでありまして、今回の中心がここにあるわけでありまして、大臣の御回答を得ておきたい、こう思うわけであつた。○郵務大臣 確かに申し上げるとおりだと思ひます。定形、非定形ということばは國民の皆さんにはまことになじみの持たないことばでございます。それからさっきの料金の点、これらの点はよほどPRをいたし、率直にこういう差別がございまして、これを、掛け値——掛け値はいつも申しませんけれども、ありのままを申し上げて、そして御協力をいただくというところはぜひしたいと思ひます。それでございまして、この法律——さっきも御指摘になりましたが、寸法のところなども確かにわかりにくいのでございまして、これをすつかり書き直した表みたいになつて、そして、知つていただくこと、それから気づかずに、定形、非定形ということの区別がわからなくて、よけいな料金を払つていただくというふうなことがございまして、PRの点は十分気をつけることにいたします。

○森本委員 それから今回の機械化からんで郵便局の番号簿制度というものを郵政省としては考へておるようでありまして、この番号簿制度について、この番号簿制度を考へておられるか、それをひとつお聞かせ願ひたい、こう思うわけであつた。○長田政府委員 郵便物に配達局に相当する番号を書いてもらひまして、それによつて区分ができて、市町村や各区の行政区の境と郵便局の配達の区とが非常に入り組んでおりました、そのために区分作業も非常にむずかしいものでございまして、また間違えて別のところについて戻るといふようなこと、あるいは同じ市町村の相互の郵便をすつと迂回して配達するといふようなことが起こります。その弊害の大部分が救済されることになつて、そういう面もよろしうございまして、また郵便の区分作業といふものが、いまのように高度の機械を要するといふことになつて、非常に簡明になつてくるといふようなこともございまして、アメリカ、ドイツ、それから最近ではオーストリアが実施いたしました、各国ともその実行に着手してゐるところでございます。日本でも、一つは区分の能率をよくすること、もう一つは、さらに大きな効果が期待されるものとしまして、機械で自動区分をいたします。今、これは先が、現在のような書き方をしておりますと、これはほとんど機械で読み取るわけにはまいりません。どうしても一ぺんそれを翻訳して、郵便物の上の何かの符号をコードで打ち込んで、それを機械で区分しなければ自動区分ができません。一ぺんコードを打ち込む作業が——現在日本の郵便はわりあいには象形文字でやっております、字も大きいので、区分能率がわりあいいいわけですが、そういう関係から、一ぺんコードに打ち込むといふことのロスと比較いたしますと、そういう形での自動区分に移るといふことがちやうどいふところでございますが、数字に書いてもらひまして、それを読み取る。別にコードに移さないで、じかに、書かれたものがそのまま自動区分されるという形になりますと、これは理想的な姿になる

わけでございます。現在数字の自動読み取り機の開発を主要な、非常に強力な会社などに委託してやつてもらひてゐるところでございます。もし、そういうものができても、もちろん別でございしますが、あるいはその見直しなどもある程度つきまして、配達局——現在五千数百局あります配達局に大体四けたの番号を振りまして、そのうちおまな、目ばしい普通局は大体三けたの番号でよろしいかと思ひますが、三けたの数字までの区分をすることによりまして、昌頭申し上げました、いまの区分作業の困難、混乱といふものがほとんど救われますので、そういうことには、うと思ひまして、実は今年の一月ごろからやうかと準備をしておつたのでございまして、一方では自動読み取り機の開発状況も少し見たいと思ひましたこと、もう一つはたいだいま仰せの値上げ前で非常に左前になつておりましたことなどもございまして、少し見送つてゐるわけでございます。しかし外国の実施状況等もさらによく調べまして、強制といふことではなくて、自発的な御協力をだんだん願つていくという形で、特に初めは大口の差し出し者、大口の利用者等現在でもある程度番号を使つてゐるところがございまして、保険関係などで加入者について番号などを使つてゐるところがございまして、そういうところなどから御協力を願ひ始めまして、逐次広めてまいりたいといふふうに考えてゐるわけでございます。

○森本委員 その中でもその番号簿制度といふことになるとするならば、その番号簿といふものは一冊どの程度でございますか。

○長田政府委員 これは広告をとつたりとらなかつたりすることによつても違ひますが、おおむね二、三十円程度でございまして、

○森本委員 それではその二、三十円程度の番号簿を全国の國民に無料で分けますか。

○長田政府委員 実施いたします場合には、初め大口利用者からやうといふ場合には少しやり方を變えますが、終局におきましては全世帯に配るつもりでおります。

○森本委員 それはわかつたけれども、第一種でこのものを——だから、小包の場合は三日かかって、一種の場合はそれがそれじゃ幾日かかる。

○長田政府委員 私、申しましたのは、三種以下の到達日数と小包の到達日数を比べました場合に、小包のほうがおおくなる程度は三日以内くらいというふうに申し上げたわけでございます。

○森本委員 だから、私は国民の代表だからもう具体的に大衆の側に立つて質問しておるのだから、このいわゆる一種の郵便物として千何百払ったものはここから高知へ出した場合に何日で着くか、小包で出した場合は何日で着くかと、こう答えてもらいたいということだ。料金は、一方は二百円、一方は千七百円になるわけだ。その差がなければ意味がない。ところが、これが本を全部入れ

てある。それで、この小包を送りましたということを書いたら、一種になるだろう。そうだろう。それだけによつて、これは千七百円になるわけだ。小包にしたら二百円になるわけだ。そこで一体それなら、私がこの国会内郵便局から高知へ出した場合に、今度の郵便法改正によつて、一種で出したら何日で着くか、それから小包で出したら何日で着くか、こういうことですね。

○長田政府委員 一種のほうで出されました場合には大体四日ないし五日くらいと思っております。

○森本委員 そんなにかかるか。

○長田政府委員 一種の、三種以下の区分でございますが……

○森本委員 非定形です。

○長田政府委員 三種以下の区分でまいりますから、まず四日目か五日目くらいになる——もうろん早いときもございまして、私どもはもっと早くするように努力いたしますけれども、いままでのところ、四日目ないし五日目になることがあるかと思ひます。小包につきましては、実は三種以下のものとはほとんど同時に着くかと思ひます。と申しますのは、郵便車で送るような場合にはその速度が異なります。郵便分配局区分によりまして、その速度が異なります。非常に立て込みまして、

郵便物の利用が多うございまして……

○森本委員 雑音は要らぬ。何日で行くか。

○長田政府委員 それより三日以内くらいにおくることがございます。

○森本委員 そうすると、一種でいつた場合にはこれでも三日か四日かかる、小包も三日か四日かかる、こういうことですか、高知で。

○長田政府委員 小包の場合は、一種で送った場合よりも三日以内くらいにおくるということでございまして。

○森本委員 そうすると小包で送った場合は一種より三日か四日おそい。一種で送ったのは、ここから高知まで何日で着くか。

○長田政府委員 四日目ないし五日目くらいになると思ひます。

○森本委員 一種の郵便物が四日も五日も高知までかかるようでは、一種の郵便物の用をなさぬ。それならもう私が最初に言ったように、第五種なら第五種くらいにしないと、第一種とは言えない。ここに私は今回の改正について非常に疑問があるわけだ。一種の郵便物で千七百円も料金を取つておいて、小包で送つたら二百円、その一種の郵便物で高知へ送つたら三日も四日もかかるというのだったから、——昔は小包でも三日か四日で届いた。少なくとも普通の高等信の第一種は、航空便に搭載をして、きょう出したらあした着くようにしよう、こう言っているのだ、あなたのほうは、

ところがこれは高等信の第一種と同じ郵便物だ。それが四日もかかるようでは、千七百円も料金を取られてたまるか。これはちょっとおかしいじゃないですか。

○長田政府委員 先ほどからお話ございましたように、実はその郵便物は一種の非定形でございます。それを五種という名前をつけたほうがいいのじゃないかという先ほどのお話もございましたが、一種の非定形につきましては、従来の五種と送達方法は変わりないわけでございます。全般を早くするということで早くしてまいるといふことになりまして。

○森本委員 これは最終段階だから、ここで修正することには、おそらく自民党は応じまいけれども、この第五種の料金を第一種へ持つてきてしま

も一五〇%も料金を上げておいて、名前は第一種郵便物というふうなでないのいいことにして、

実際は第五種の郵便物と同じような取り扱いになるというところは大概を愚弄するもはなはだしい。

実際問題としてこういふやり方をするということ——もつともこういふものはあまり出ないといふことをあなた達はさつきから言っておられるけれども、

たまたま私が本を二十冊送つて、この中に本を送りましたと書いたらこれと同じことになるのだ。

第一種の郵便物は、非定形の郵便物であつても、ある程度定形郵便物と同じような速度で届くようなことを考へていかなければ、第一種郵便物の中に

に定形、非定形というものを置いた意味がなくなつてくる。だから第一種郵便物とする限りは、定形であらうが非定形であらうが速度を速めてもら

いたい。それがために非定形のほうは料金が高いのですよ。それで、それがために、非定形のほうは定形にございませぬからというところで引

き上げ額が十五円になっておるわけだ。一方は五円しか上がつてないわけだから、この非定形の郵便物についても、第一種郵便物とするならば、速

度は同じ程度にしなければならぬ、こういうことになるわけでしょう。これを同じ速度にしないと

するならば、非定形の郵便物は第五種なら第五種にして、もつと料金を安くするといふ形にするのがほんとうじゃないですか。

○長田政府委員 郵政審議会の答申、また今度の料金改正の趣旨は、できるだけ全体が定形郵便物

になるような方向に持つていつて、そうして総体としてわりあい扱いやすいものがふえ、能率が

全体としてあがるようにという趣旨でございまして、ある程度仰せのようなことになるわけでございますが、ただ、実際問題として、ただいま御指摘になりましたような郵便物は、現在の郵便局をすつとさがしましても速達以外には全然ないわけでありまして。速達は、通常一種の郵便物は現

在四キロまで航空搭載いたしますので、それを利用することから速達になるわけでありまして、

実際にそれを速達にしないで、航空搭載をねらわれないものは、そういうものでかりに信書のものがあるとすれば、手紙と内容を分けまして小包で実際には送られてくるというのが実情でありますし、おそらく今後そういうことになると思

います。

○森本委員 君のその答弁は、郵便法の違反をやつてもよいということの意味しておるのです。実際問題として、本を送つて、その本の中に、この本を送りましたからといういわゆる手紙を三枚か四枚書いて小包として送つても、これを開かない限りはわからないわけだ。速達小包として送ればそのほうが料金が安い。しかし私はそんなことをやつたことは一ぺんもない。私はやはりこれはきちんとやつて、そういうものを送るときでも、

このくらのものに包んでこの中に手紙を書いて入れても、ちゃんと第一種の料金を払つて出しておる。そうしなければ郵便法の違反になるのだから、われわれこれに關係する者として、かつて

そういう違反をやつたことはいないわけでありまして、そういう点から見ると、今回の第一種のやり方、定形、非定形というようなことはどう考へてもちよつと納得がいかないわけだ。だから郵政省の要するに機械化の問題を主にして考へたといふことはわかる。わかるけれども、もう少し非定形の郵便物が早く着くようにやはり相当考慮しなければならぬのじゃないかといふことを私は言

たいのであります。というのは、たとえば三日か四日間かかるというのとは、どういふ通達経路をたどりましてか。これは非定形の第一種が東京から高知へ行く場合ですね。

○長田政府委員 都内で引き受けましたものが高知県なら高知県あてのものにまともなめらまして郵袋になります。個数が十分ない場合には雑で東京中野に行きまして、東京中央郵便局で郵袋に詰め

られまして、それから次に間に合います郵便車で送られます。小包の場合には、乗り切れない場合

にはあと回しにするとか、あるいはまた極端に郵便物が多くなるときは貨車を新しく手配したりするよりなことがあるが、通常の場合は郵便車に乗せてまいりまして高知まで届けられまして、それから配達にかかるわけでありまして、高知市内の場合は、先ほど申しましたようにもう少し速いと思います。

○森本委員 そういたしますと、小包はどういうふうに行きますか。

○長田政府委員 高知につきましては、ほとんどそのルートは変わりません。ただ、扱い方といったしまして貨物で行く場合もあり得ることを先ほどちょっと申し上げました。大阪から高知のほうへは郵便車ではまいりませんので、船でまいるわけでありまして。

○森本委員 これは大阪で船に積みかえて船で行くから小包は実際問題として高知には一週間くらいかかるが、それと同じような取り扱いはいらないわけですね。第一種、第四種の場合にそれをやられると全くたいへんですから。

○長田政府委員 一種につきましてはさようなことは全然ございせんし、また先ほどもお話したように、分配局の要員を充実いたしまして、航空搭載で速くまいりますのと同じにはまいらないとしても、ある程度それに近づくように努力してまいりたいと思います。

○森本委員 いずれにいたしましても、今回の根本的な改正である第一種郵便物の定形、非定形という点については、かなり無理な点もあつたので、これの実施についてはかなり慎重な配慮を要する、特に非定形と定形の郵便物の送達速度については、十分に郵政省としてはこれを実行する段階において配慮を要する、こういうことを特に申し上げたいと思うわけでありまして、この配慮についてひとつ大臣からお答え願いたいと思います。

○郵政大臣 現にいろいろ検討いたしておりますが、ほんとうに御指摘のような点を特に重視して、送達速度の点を確保できますように、一種

として扱いましただけの値打ちのありますような送達ができますように、ひとつ省をあげて対策を検討して実施に移すことにいたします。

○森本委員 それから次に、この第二十七条の二の項であります、今回の改正においても郵政省はやはり郵政省らしい改正をして、国民のほうのことを考えて改正をしていないわけでありまして、同一の郵便区という点については、前から私がしばしば当委員会を通じておるにもかかわらず、今回もこの改正案が出ておるわけでありまして、これは、同一の郵便区内、都の同一区内または京都市、大阪市、横浜市、神戸市もしくは名古屋市の同一区内のみにて発着するものであること、ということ、たとえば、東京においては千代田区なら千代田区、港区なら港区、こういうことをおさしておるわけでありまして、ところが、その同じ区内に集配郵便局が二つあるところもありまして、また一つのところもあるわけでありまして、こういう点については、本来これは公衆の不便を考へるとするならば、若干郵政省が不便であっても、たとえば大都市とかあるいは県庁所在地とかいふふうに、うちのほうに集配局があつたなかろうが、これは一つの行政区を単位としてきめるのが至当ではないか、この考え方はあくまでも郵便局側の立場に立って考へている問題ではないか、こういう点であります、今回の改正の点について、その矛盾について討議したことがあるかどうか。

○長田政府委員 郵便の集配区という考えを捨てて、市町村等の行政区分に徹しようというのがたまたまの御趣旨かと思ひますが、この市内特別郵便物の料金は二割引きでございます、相当低料にしている次第でございます。こゝまで低料にいたします理由は、運送の手数が全部ない、持つてこられたものを配達するだけだということがその主たる理由であります。ただ、これだけで徹底いたしますと、たとえば先ほど例にあげられました港区の場合でございますと、一つの行政区ですが四つ集配局がございまして、非常に狭い区域で、郵便物の量も多い関係で、あまり広くない地域につきまして集配局を四つもつくっているわけでございますので、地域としてはほかの地域とバランスがとれない。地方のほうに行きますと、一区であるのに四十キロも歩くのが一つの郵便局の区になつております。東のほうに往復四十キロのそういうところのバランス等もあまりにとれませんので、こういうところについては行政区を単位にするというところで緩和をいたしたわけでございます、二割の割引率との関係におきまして、この郵便の集配区という原則を捨てる場合もござい

ます。

○森本委員 私が言つておるのは、同一の郵便区というものは、たとえば高知市のうちに集配局が二つのところあれば、徳島のように一つなら一つのところもあるわけである。高松のように一つなら一つのところもある。あなたのほうはその行政区内に合致して郵便局の統廃合をして、集配局を統廃合をしておるところなら別ですよ。それを郵便局のほうは、そういう統廃合をしておらないにかかわらずこれを同一郵便局ということをやつておる。郵便局のほうもあれば一つのところもある。これは郵便局のほうがかつてにそういうことをやつておる。一つのところに統合されておればこの条項が適用されるわけだ。だから郵政省としては、やはり料金も値上げする以上はこういう点については国民側に立って、せめて同じ県庁所在地の市内については市内郵便として同一区内の取り扱いをしたらどうか、こういうことを私が前から言つておつたにもかかわらず改正しておらない。そういう集配局の統廃合については郵政省自体がやらなければならぬ時期にきておるのでないか。それをサポートしておいてこの条項をそのまま置くということはけしからぬではないか、こういうことを言つておるわけであつて、それはやろうと思ひましたけれどもちつともやる間がありませんし金もありません、こういうことでやむを得ずこう

いうことになりましたというなら、つべこべ言う必要はないからさうあつさり言つたらどうか、こゝ言つておるわけです。

○長田政府委員 仰せの通りに、利用者の面から見ますと現在の集配郵便局のつくり方というものが非常にびしゃつとはつきりめられたものでつくつております場合はともかく、それでもない場合がありまして、若干不公平という点も生ずるかと思ひますが、この問題を仰せのようにいたします場合に実は相当収入が減ることございまして、収入なども考へて、今回改正の対象にはいたさなかつた次第でございます。

○森本委員 改正の対象にいたさなかつたということでありましても、将来は、この条項を改正しないとするならば、当然考へていかなければならぬ。要するに郵便局の統廃合については行政措置として十分に考へていかなければならぬ、こういうことになります。

そこで第三種の問題については、もしばしば触れておりますから私はこゝでは触れませんが、ただ一点参考、私の同僚であります高知県の山奥の郵便局の外勤の人から手紙がきておりますから、これをちょっと読んでみたいと思ひます。これはほんとうに郵便の外勤の最先端におる人からの手紙でありますから真実であります。週日お手紙を拝見いたしました。お元気で御活躍のことはおめでとうございまして。郵便法の改正については私の意見を少し述べてみたいと思ひます。

郵便会計の赤字を解消するため信書を値上げして、信書以外の営利郵便物ともいふべき三種以下の値上げ率を小さく抑えているのは合理的じゃないと思ひます。赤字率の大きいのは三種であつて一種、二種は赤字はそれほど大きくはないのじゃないでしょうか。特に日刊新聞の一部二円という郵便料は大きな赤字の原因だと思ひます。三種の日刊新聞は信書の九割六分という大幅割引を受けておるのであります。私の局のような辺地の山の中では新聞販売店が集中受け渡しを転売してあり

ますが、集中受け渡しもできないような山の中の不便なところが郵送で新聞を購読しており、料金二円の三種一通を配達するために一時間かかるようなところがたくさんあります。あの山の上まで上がって二円かと思うと、三種の料金の安さがしみじみ感じられます。一種、二種は国民大衆の信書を送達するたゞ一つの方法であり値上げすべきではないが、三種以下は業務用の営業用のものであり、郵送以外にもいろいろ送達の方法があり、差し出し人は差し出すことによって幾らかの利益が上がるものでありますから、送達に要する費用だけは料金として徴収しても差しつかえないものと考えます。また最近新聞の枚数も多くなり、一部で百グラムをこえる日がたびたびあるので、現行の百グラム二円を二百グラム十円程度に値上げしてはどうかと思ひます。また郵政省は、赤字を理由に値上げする前に、真剣に赤字解消の努力をした上で値上げでありましようが、郵便局制度を根本的に改めなければ私のような辺地の郵便局では問題になりません。またこれは辺地の集配のことにありますが、都市の高層建築物の配達廃止等の規定ができた現在、辺地においても隣接の集落から五百メートル、車両の通行可能な道路から五百メートル以上離れた戸数三戸以上の集落に対する配達は、受け渡し地点を指定し、受け箱を設備させることができるように改めていただくわけにはまいりませんでしょうか。毎日配達することは、うるさいとは思ひませんが、毎日の辛さ。こう書いてあります。これは実際に、私のほうの山の中の郵便局の現場の人の実感であります。実際に、高知県の山奥で一軒のところへ第三種の郵便物を一通持つてくるのに一時間二時間山を上がっていかねばならぬといふことはたびたびあるわけです。ところががきは五円で持つていく、手紙は十円で持つていく、これはありがたうというお札はあるけれども、新聞はその日にこなかったらおこられる。どういふわけでもないかというわけでもなりつけられる。そういうことであつて、これは一体二円でよろしいのかとい

う考え方を持つておるのが第一線の従業員の傷らざる声であります。これは特にこういふ声があるといふことを速記録に残しておきたいと思つて読み上げたわけでありまして、あえて第三種の問題についてはこれ以上聞かせないけれども、全国の従業員の中にも相当多数こういふ声を持つておる人があるといふことを御記憶を願つておきたい、こう思ふわけでありまして。

次に、今回の特殊料金であります。これを全然無効にしておりますので、ひとつ聞いておきたいと思ひますが、いま書留は幾らですか。

○長田政府委員 四十円です。

○森本委員 この四十円の書留といふことは、この書留が亡失したときに郵政省は幾ら補償しますか。

○長田政府委員 要償額を申し出すための料金を払つておりません四十円だけの場合は、一千円でございまして。

○森本委員 そのPRを郵便局は一体やつておりますか、一般に。たとえば現金封筒、現金書留の場合については必ず何万円入つておりますかといふことを聞くわけです。そこで五万円入つております、十万円入つておりますといふことを言へば、これは五万円、十万円の料金を取つてその賠償をしておるわけでありまして。ところが書留については、書留でお願ひします、よろしゅうございまして、四十円——これは出した国民はこの賠償額がたつたの千円と思つて出しておる人は一人もないです。こういう点が一般の国民には一つもPRをされてない。書留で出したらこれは完全無欠だ、こう考へておる。ところが二十万円のものを入れた書留でも紛失したら四十円ではたつたの千円しか賠償がない。そういう点について郵政省は一体そのPRをしておるのかどうか。これは必ず私は窓口でこういふ点については言わなければならぬと思ふのでありますが、どうですか。その辺は、大臣、これは御承知ですか、今度で知つたと思ひますが……。

○郡國務大臣 いままではあまりよく知りませんでした。弁償してくれるものだと思つておりました。

○森本委員 今回はこれが相当改正になりました。この賠償額といふものも相当上がったわけでありまして、この賠償金額の上がつたことについて私にはここでやかく言おうとは思ひません。しかし、いまの書留の郵便物の引き受けのやり方についてはもつとPRを郵政省としてはしてもらいた。だからこれが十万円のものでございまして十万円のもの納めてもらふと十万円の賠償にはなりませんよといふことを、もつともつとひとつPRをしていただきたいといふことを私は申し上げておきたい、こう思ふわけでありまして。

それから今度の簡易書留といふのはどういふふうなかつたか。

○長田政府委員 郵便物を引き受けます際の手続と、それから配達いたしました際に受領者から印をもらひ、そういう手続はいままでの書留と同じでございまして。しかし損害賠償額は二千円までといふふうに打ち切りのような形になっておりますから、要償額の申告はできないわけにございまして、また内容は貴重品は入れられないといふふうになつてゐるわけにございまして。途中の記録が現在の書留は全部ずつと記録してまいりますが、簡易書留につきましては個数払いにより送達証に個数だけを書いていく。郵便局からの出入りの数をはつきり符合させる、そういうことだけにとめておるわけにございまして。

○森本委員 この簡易書留は、そうすると二千円の要償額といふことが最重要点ですか。

○長田政府委員 途中の記録を省略して手数をある程度省かせ、それによつて料金も引き下げてあるといふこと。それから二千円までの補償をする、こと、といふことが特徴でございまして。

○森本委員 このPRは一体どういふようにやるつもりですか、いわゆるこの簡易書留と、いま私が言つた書留の内容について。

○長田政府委員 この簡易書留は現在の証券代行会社などから非常の要望のありましたもので、その

でした。弁償してくるものだと思つておりました。

○森本委員 今度はこれが相当改正になりました。この賠償額といふものも相当上がったわけでありまして、この賠償金額の上がつたことについて私にはここでやかく言おうとは思ひません。しかし、いまの書留の郵便物の引き受けのやり方についてはもつとPRを郵政省としてはしてもらいた。だからこれが十万円のものでございまして十万円のもの納めてもらふと十万円の賠償にはなりませんよといふことを、もつともつとひとつPRをしていただきたいといふことを私は申し上げておきたい、こう思ふわけでありまして。

それから今度の簡易書留といふのはどういふふうなかつたか。

○長田政府委員 郵便物を引き受けます際の手続と、それから配達いたしました際に受領者から印をもらひ、そういう手続はいままでの書留と同じでございまして。しかし損害賠償額は二千円までといふふうに打ち切りのような形になっておりますから、要償額の申告はできないわけにございまして、また内容は貴重品は入れられないといふふうになつてゐるわけにございまして。途中の記録が現在の書留は全部ずつと記録してまいりますが、簡易書留につきましては個数払いにより送達証に個数だけを書いていく。郵便局からの出入りの数を

はつきり符合させる、そういうことだけにとめておるわけにございまして。

○森本委員 この簡易書留は、そうすると二千円の要償額といふことが最重要点ですか。

○長田政府委員 途中の記録を省略して手数をある程度省かせ、それによつて料金も引き下げてあるといふこと。それから二千円までの補償をする、こと、といふことが特徴でございまして。

○森本委員 このPRは一体どういふようにやるつもりですか、いわゆるこの簡易書留と、いま私が言つた書留の内容について。

○長田政府委員 この簡易書留は現在の証券代行会社などから非常の要望のありましたもので、その

ういふところではほかに保険制度の……

○森本委員 そういふことを聞いておるのではない。どういふPRをしていくかといふことを言つてゐる。答弁を短くしてくれ。

○長田政府委員 これは先ほどお話しした普通の書留について損害賠償額を申し出るということ、それからこちらについては二千円までだといふことを特に強くPRをいたすつもりであります。

○森本委員 特にPRはわかつたけれども、PRを具体的にどうするといふことなんだ。全国民大衆はこの郵便の利用方法といふものが一つもわからないのです。それを具体的にラジオなりテレビなりでPRをするのか、新聞広告をするのか、あるいは各家庭にこういふ郵便の改正になりましたといふことを一軒一軒配るのか、そういうことをどうするのか、NHKでも頼んでやつてもらふのか、こういふことですよ、はつきり言ひなさい。

○長田政府委員 テレビ、ラジオ、それから国電などのつるしとか、それから局内はもちろんでございまして、局前のポスター、それからポストに張りますステッカー、そういうふうなものでもできるだけいたすつもりでございまして。

○森本委員 私は特に申し上げておきたいと思ひますが、もしかりに法律が通つて施行するといふ段階になつた場合は、全国の先ほどの郵便番号簿じゃありませんけれども、こういふふうには郵便が改正になりましたよ、ひとつ利用については間違ひがないようにしていただきたいといふ文書をおかりやすく書いて、全戸数にひとつ配つていただきたい。これは絶対にやらなければなりませんよ、一般国民は。これは郵便をすつと配つておるわけでありまして、その合間に超動でも出して配ればいいわけであつて、ひとつこれはぜひやっていたきたい。これはたいした金は私ばかりかぬと思ひますが、どうですか。

○長田政府委員 内部の関係局ともよく打ち合わせまして、できるだけ御趣旨に沿うように努力いたします。

「研究問題だ」と呼ぶ者あり」

○長田政府委員 内部の関係局ともよく打ち合わせまして、できるだけ御趣旨に沿うように努力いたします。

○長田政府委員 内部の関係局ともよく打ち合わせまして、できるだけ御趣旨に沿うように努力いたします。

○長田政府委員 内部の関係局ともよく打ち合わせまして、できるだけ御趣旨に沿うように努力いたします。

○長田政府委員 内部の関係局ともよく打ち合わせまして、できるだけ御趣旨に沿うように努力いたします。

○長田政府委員 内部の関係局ともよく打ち合わせまして、できるだけ御趣旨に沿うように努力いたします。

○長田政府委員 内部の関係局ともよく打ち合わせまして、できるだけ御趣旨に沿うように努力いたします。

○長田政府委員 内部の関係局ともよく打ち合わせまして、できるだけ御趣旨に沿うように努力いたします。

○長田政府委員 内部の関係局ともよく打ち合わせまして、できるだけ御趣旨に沿うように努力いたします。

○森本委員 これはいま研究すべきだというよう
なやじがありましたけれども、研究しておつたの
では話にならない。これだけの改正をやつた以上
は、相当国民が内容を知らないことには話になら
ぬです。はつきり言つて。だから七月の一日であ
りますからかなり時間もありますから、私は
全戸数にこのくらいものを印刷して配つたところ
で、その金はかかるかと思ふ。これはやっぱり郵
政省の義務として、今度郵便についてはこういう
ふうに変りましたからひとつ御協力をお願いを
いたします。ということくらいは、責任を持ってや
れるくらいの答弁をしていただきたい。研究をし
てみなければわからないというやうなやり方はな
いと思ふのです。今回は画期的な改正であります
から。これは大臣ひとつ。

○郵務大臣 これはぜひいたします。そして
これからは郵便を大いに利用していただくやうに、
大いに国民にお願いをいたします。

○森本委員 そこで次に、速達料であります。が、
これが値上がりをした点についてはある程度私も
わかりますから質問をいたしません。ただ引き受
け時刻証明料が六十円が七十円に十円上がつて
おるわけであり。この十円の積算根拠はどう
なっておりますか。

○長田政府委員 書留速達以外の特殊料金全体の
扱い方といたしましては、これらは非常に利用数
も少のうございまして、また特殊なものに限られ
ております。総体といたしまして三〇%程度の値
上げになるというのを自覚にいたしまして、それ
ぞれの内容を検討いたしまして、引き受け時刻証明
などは手数のあまりかからないものでございま
すので、いままでの六十円を七十円というふうにと
どめ、配達証明の、たとえばあとから配達証明の
請求をするというやうなものは非常に手続がめん
どうでございまして、九十円を百二十円にす
る、そういう割り方いたしました。

○森本委員 そういたしますと引き受け時刻証明
について六十円から七十円で十円上がった。内容
証明について贈本一枚についてこれは一躍四十円

上がつておる。それから一枚を増すごとに二十円
上がつておる。これはどういう意味ですか。四十
円も値上げをしなければならぬですか、これは。

○長田政府委員 内容証明につきましては先生も
よく御存じのとおり非常に手数のかかる事務でござ
います。引き受け時刻証明などは表にある程度
用紙に簡単に書き込むということでもできますが、
これは相当手数もかかりますので、人件費も相当
上がつておるからでもございまして、このため
非常に時間を食いますので、上げ幅を大きくし
たわけであり。

○森本委員 これはしかし、六十円から百円です
から、一躍四十円上がつておるわけですよ。これ
は、それほど上げる価値がありますか。私はどう
してもわからぬ。内容証明は、これからまた書留
になるわけですよ。書留の料金がこの上に追加にな
るわけですが、この内容証明の贈本一枚で四十円、
一方は二十円、この四十円と二十円の違ひはどこ
にありますか。

○長田政府委員 引き受け時刻証明などの六十円
と、従来の内容証明の六十円とを比較いたします
と、先生御承知のように、どうも内容証明の六十
円のほうがかんがひ安いがいいと思います。総体と
して三割という範囲内で配分いたしますと、内容
証明につきまして少し高めにいたしましたと思つた
わけでございます。

○森本委員 私が言つてゐるのは、この贈本一枚
について四十円を上げた、以上一枚を増すごとの
分が二十円しか上げてないが、どういうわけかと。
○長田政府委員 これは従来、一枚目の六十円、
それから二枚目以下が三十円でございます。今
度は一枚目は百円にいたしましたので、その半
分、大体いままでの比率でまいつたわけでありま
す。

○森本委員 いままでの比率というて、このやり
方を知つておるのかね。一枚のものに対して、
一つの消印をポンと押すだけなんだ。一枚につい
て、結局これは四十円上がつておるわけだ。こっ
ちで二十円上がつておるわけだ。結局そういうこ

とでしよう。贈本が、一枚目については四十円上
がつて、残りのものについては二十円とこういう
ことでしょうか。

○長田政府委員 一枚と申しますのは、この内容
証明の内容が、御承知の一枚五百二十字に限られ
ております。最初の一枚のものは六十円。これは
贈本を二通つくりませんが、最初の六十円、それ
から文章が長いために次に二ページと申しま
すが、二枚目のものが三十円、こういうことでご
ざいます。

○森本委員 そういたしますと、その二枚目のや
つについては、三十円から五十円で二十円で、一
枚目が六十円から百円。どう考えても、われわれ
にはこの四十円と二十円の根拠はわからぬ。い
まの時期で、物価値上げで、ぼんぼんぼんとう
三つ消印をするのが四十円上がるといふことは、ど
こに根拠があるだろう。目分量でやつておるとい
ふことならそれでいいですが、大体目分量でしよ
う。

○長田政府委員 三割程度の配分としまして、先
ほどの六十円が七十円にしか上がらないものの、
内容を見まして、そういうものなどと比べまして
大体つくりました。

○森本委員 これはしかし、内容証明配達証明、
引き受け時刻証明も、ほとんど大体的科学的な根拠
はないですな。これははつきり言つて目分量だとい
うことは、あなたの方の答弁としてはやむを得ぬ
でしょう。

もう一べん、参考までにちよつと聞いておきた
いのですが、代金引換料が六十円から八十円に上
がつておるわけですが、これも目分量じゃないで
すか。

○長田政府委員 先ほど申し上げましたやうな出
し方で割にかけてまいつたわけでございます。

○森本委員 先ほどから言つたのは、三〇%とい
うことですか。

○長田政府委員 これはいろいろコストそのもの
を計算いたしますと、若干ゆとりはあるやうでござ
います。数が少なく、利用者が非常に限定
されている。非常に大衆的な基本のものにとちよつ
と違ひますので、特に率をちよつと低くするとい
う理由が考え当たりませんでしたので、大体二
八・八%のほに近しい三〇%をめどにいたしました
割り振つたわけでございます。

○森本委員 そういう答弁をする、これは長く
なる。二八・八%というのは、さつき言つたやう
に増収率なんだから。料金の引き上げ率というの
は、さつきも言つたやうに、第一種、第二種、第
三種、第四種は、四〇%以下の引き上げ率はない。
二八・八%というものは、増収分に対する二八・
八%というものなんだ。その率によつて三〇%を
はじいたなんというところは、不見識もはなはだし
い。要するに三〇%という上げた率というものが
何か手数を省く——労働時間とかなんとかという
ことを厳密に計算をしていつたら、大体三〇%上
げるといふことが、今日の物価情勢と労働力から
いって妥当だと思つたから三〇%程度になつたとい
うことが、ほんとうの言い方なんです。だから、
あなたがそう言つたつて、その内容も、具体的に
どうかというところは突つ込まぬわ。突つ込んだら
これはないことはわかつておるから。しかし、そ
れにしても、実際にこれにかかるといふものは
どの程度なのか、その手数が三〇%程度という
ことでわれわれは考へて、三〇%に上げた、こ
ういふことであるとするならば一応の理屈は通る。
しかし、二八・八%だからこれを三〇%にしたと
いうことになる、今度の料金値上げは全くと
から狂つてくる。その辺、もうちよつとじやうず
に答弁してください。

○長田政府委員 個々の扱いにつきまして、よく
労力とか訓練の必要とか、そういうものをずっと
検討いたしまして、大体こういう料金にきめた次
第でございます。

○森本委員 それから、これはどうしても聞いておかなければならぬ問題であります、年賀はがきは、今回は低料の年賀はがきがなくなりました。そこで、今回ははがきが七円になったわけであり、例年のとおり寄付金つきのはがきを一体出すのかどうか、この点ひとつ、これは大臣からお答えを願いたいと思っております。

○郡国務大臣 出すつもりでございます。

○森本委員 そういたしますと、七円プラス二円のお年玉はがきになるわけですか。

○郡国務大臣 さようにお願いいたしたいと思っております。

○森本委員 そういたしますと、七円のお年玉はがきと七円プラス二円のお年玉はがきと、二つの種類の出るわけですか。従来は、四円のお年玉はがきと四円プラス二円のお年玉はがきが出ておったわけでありまして、この七円と八円の二つの種類のお年玉はがきが出るわけですか。

○郡国務大臣 寄付金つきのお年玉はがきは、確かにがきの料金が上がりましてはたけども、幸いと申しますか、いい慣行がついて、寄付金をちゃんといただいておりますから、これはぜひ従来通りの額はお願いたしたいと思っております。それで、七円のものについても出すことに相ならうかと思っておりますけれども、これについては、寄付金つきのお年玉はがきを発行するということには、まだはっきり固めてはおりません。おりませんけれども、大体従来の形を引き継ぐべきものだらうかと考えております。

○森本委員 これはひとつ郵便法の審議ではつきりしておいてもらいたいのと思っております。それから、これはもう郵政省は直ちに取りかからなければ間に合いません。要するに七円のお年玉はがきは発行する。それから七円プラス二円のお年玉はがきも発行する。従来どおり、二通りのお年玉はがきを発行するのしかしないのか、こういうことではありません。

○郡国務大臣 郵政審議会の御審議を願うことでありますけれども、郵政省といたしましては、大

体従来の形のように進めてまいりたいと思っております。

○森本委員 そういたしますと、七円のお年玉つきのはがきと、それから七円プラス二円の寄付金つきのお年玉はがきと、二通りに発行する、こういうことですか。

○郡国務大臣 そのように考えております。その場合に、プラス二円のはがきのはがきの売れ行きに響くかなということもちょっと懸念いたしておりますが、それほど懸念するほどのことがなくやっていけると思っておりますから、従来のような形を踏襲する考えでおります。

○森本委員 そういたしますと、もう一回繰り返しますが、今回は七円のお年玉つきはがきと、七円プラス二円のお年玉の寄付金つきお年玉はがきと二通りに発行する、こういうことですか。

○郡国務大臣 そのように考えております。

○森本委員 これについては、発行額をどの程度考えておりますか。

○長田政府委員 従来少しづつはふえたり減ったりしておりますが、大体従来のやり方を踏襲いたしたいと考えております。

○森本委員 従来のやり方を踏襲するというのは、日赤と共募ですか。

○郡国務大臣 私ども見当をつけておりますのは、年賀はがきの枚数が、料金の値上げはいたしましたが、まず減らずにいくだろうと思っておりますから、本来ならば増加していく傾向でございます。それから、十二億通発行をいたし、六億五千万枚に一元をつけ、五億六千万枚が寄付金のつかなかったものでございます。その程度のものをやはり八円と七円で発行いたしたいと思っております。

○森本委員 結局、寄付金の配分先は日赤と共募になるんですか。

○郡国務大臣 これも従来のような寄付金の配分先で大体よろしいのだと考えております。日赤、共募その他、それぞれの——今年にいたしましては、かなり多くの団体に配分をいたしております。○森本委員 従来のように日赤と共募に一応配分

額を考える、それ以外にも若干考えるところもあり得る、こういうことですね。

○郡国務大臣 共募が従来どおり相当大きい額を占めまして、次は日赤で、それ以外に各種の団体が入るものと考えております。

○森本委員 このお年玉つきはがきについては、単にお年玉つきはがきに限りず、郵便切手その他についてもできる限り、三十六年であったと思いますが、改正したわけですか。それ以来この条項を使ってやった切手がありますか。

○郡国務大臣 この秋に考えておりますガンの寄付金つきの切手が初めてでございます。

○森本委員 オリンピックのときにやったんじゃないですか。

○郡国務大臣 オリンピックの場合は特例法を出しました。

○森本委員 今度のガンの切手については、幾ら発行する予定ですか。

○長田政府委員 一応七円切手に三円を加えましてものを三千万枚と、十五円に五円を加えましてものを二千五百万枚、寄付金総額二億一千五百万円を予定いたしております。

○森本委員 その二億一千五百万はどこへ寄付することになっておりますか。

○長田政府委員 配分団体等につきましては、これから公募をいたしまして、応募しました団体の中からきめていく、そういう手続になっております。

○森本委員 その切手を発行する場合には、その配分団体を明示して発行することになっておるのじゃないですか。

○長田政府委員 発行いたしますときは、そうでございますが、ただいままでの段階では、枚数、寄付金の総額、その程度で郵政審議会の答申を受けて進めております。だんだん団体の公募あるいは団体の指定というような手続に進んでまいりわけでございます。

○森本委員 このガンに対する切手を発行するのはいつと言いましたか。

○長田政府委員 十月二十一日を予定しておりますが、あるいは若干期日を早められれば早めたいという気持ちもございまして、検討中でございます。

○森本委員 十月二十一日ということになりますと、そのときすでに二億何億という寄付金を集める切手を発行するということであるとするならば、その相手方が大体もうきまわってなければ私はおかしいと思うのですが、その相手は、ガンセンターならガンセンターとか、あるいは癌学会とか、そういうふうにきちんときめておるんじゃないですか。

○長田政府委員 寄付金つきの切手を発行してもいいというところを対ガン協会とそれからことしの秋に予定されておりますガン征圧の相当大規模な国際会議がございまして、その準備といえますが、それに備える国内委員会と両者の名前で申請がございました。しかしそれ以外のものにつきましては、まだ明らかになっておりません。

○森本委員 これは、ひとつ大臣のほうでも、いわゆるそういうようなこの法律に基づく切手を発行するということを考えている以上は、あまり政治的に紛糾しない前にきちんときめてからという発行するということをきめていかなければ、逆に発行するということをきめておいて、これからその配分先をきめるのだということになると、いづれもきめてしまふ。だから、やり方が逆になっていくわけであって、そういう点については、よくと御忠告を申し上げておきたい。いまために逆のやり方をせずに、まず配分するところをきめて、そうして使つて金は一括集めるというのをきめて、それから記念切手を発行する、こういう計画をすべきであるにかかわらず、まず切手を幾ら発行するということをきめて、それから配分先をきめていくということではいつもめる原因になる、こういうことになるわけでありまして、そういう点をひとつ十分注意願いたいと思つております。

それからこの寄付金の配分先の監査については、いま一体どうやっておられますか。

○長田政府委員 郵便基金管理会というものが寄付金つきの切手、はがき等を発行することに法律で規定してございまして、郵便基金管理会がこの配分額の実施等について監査することになっておりますし、現に監査もいたしまして、私も報告をもらっておりますが、いままでの実績は、大体もろ配分の目的どおりに使われているようでござい

ます。

○森本委員 その基金管理会の従事員は一体何人おられますか。

○長田政府委員 たしか八人だったと思います。

○森本委員 その八人で今日全国の共募と日赤に

対する配分が完全に監査ができますか。

○長田政府委員 その個所が方々にまたがっております関係で一挙にはできませんが、ついでにその前のと合わせて監査するというようなことなどもやりまして、ほとんど全部の施設にます及んで

いるように聞かされております。詳しいことはいま存じません。

○森本委員 群しいことはわかりませんということですが、群しいことはわかっていなければならぬ。郵便基金管理会については、この法律を改正したときに、はつきりと郵政大臣の権限下にあり、郵政大臣が任命するような形になっているわけでありまして、その基金管理会がこれに對するところの監査権を持つてゐるわけでありまして、ただいまのような八人では、全国の日赤、共募に對する配分を完全に監査することは不可能に近い状態でありまして、これは現実に日赤、共募の本部の言うことを信用する以外に方法はないというものが現状でありまして、こういう問題については、やはりいさ少し考へてみる必要があるのではないかと。さらに、この監査の方法についても郵政省としては検討する必要があるのではないかと、いさふうに考へてゐるわけでありまして、これに對して大臣、ひとつ御回答願ひたい、この思ひわけです。

○郵務大臣 淨財の使途でございまして、監

査機構をもつと整へますことは、監査を勵行いたしますことは、いたすべきことと考へますから、今後さうに扱うことにいたします。

○森本委員 いずれにいたしまして、今回の郵便法の改正については非常に不備な点があるわけでありまして、当委員会におきましても相當の審議をいたしましたけれども、質問をいたしますと、まだまだ明確にしなければならぬ点が多々あるわけでございます。与党の諸君がなかなかやりま

するし、早うやめよ、やめよと言ひまするし、次々と打ち切りをお願いいたしますというふうな文書が来ますし、これ以上やつておきますと、孤軍奮闘という形になりますので、私はこの程度でお願いをいたしておきたいと思ひますことは……。

〔発言する者あり〕

○砂原委員 静肅に願ひます。

○森本委員 いわゆる、逓信委員会においてえんえんとこの郵便法について審議をしまつたといふことは、やはり郵便法の重要性にかんがみてこゝまで審議をしまつた、この郵便法の審議の際における各委員のそれぞれの注意、あるいはまた意見といふものについては、大臣はそのつど答弁をせられておられますけれども、そのつどの答弁をその場限りには十分検討して、郵務当局として十分この速記録をあとで検討し、郵務当局としても、その内容については十分検討して、わが党は絶対に反対でありますけれども、もしかりにそれが施行せられるという場合に、その最小限度においても、ひとつこの注意、あるいは委員会における論議といふものについては郵政大臣としては十分の注意を払つてこの実施をやつてもらいたいといふことを要望いたしまして、一応私の質問を終わります。(拍手)

○砂原委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○砂原委員 これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次、これを許

します。栗原俊夫君。

○栗原委員 ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に對し、私は、日本社会党を代表してこれに反対の意を表明するものであります。

政府は、事あるごとに物価安定政策に懸命の努力を払ひを公言してゐるのであります。その物価対策は全く実効のない机上のプランに終わつてゐるのであります。政府は、四十年度の消費者物価指数の上昇率を四・五％と見込んでいたのではありませんが、同年の消費者物価指数は前年の上昇率三・八％をはるかに上回り、七・六％という過去十一年間の最高の値上がり率を示してゐるのであります。しかも、このような物価騰勢に拍車をかけるように、本年当初の消費者米価の値上げに引き続いて、私鉄運賃、国鉄運賃、小包郵便料金の値上げがあり、また、近く、健康保険料、さらに、これを追つて郵便料金の値上げが行なわれようとしております。このような一連の公共料金の引き上げは、必ずや一般物価の高騰を誘發し、国民の経済生活を圧迫することは必至であります。

政府は、今回の郵便料金値上げについては、郵便料金は家計費支出のわずか〇・一四％を占めるにすぎず、また、物価に及ぼす影響は微々たるものであるなどと、全く国民大衆の実生活を顧みない言辭を弄してゐるのであります。郵便料金の値上げが他の物価を刺激し、便乗値上げを招くこととなるのであります。物価上昇の誘因となる郵便料金引き上げ案はとうていこれを容認することはできません。

次に、今回の改正案におきましては、第三種郵便物の料金については、いわゆる政策料金として原価を割る低料金を設定してゐるのであります。その結果は、今後年間數十億の赤字を生ずることが明らかであります。このような政策料金によつて生じた赤字を、一般利用者が負担するのはきわめて不公平であり、これは当然一般會計から繰り入れられるべきものであります。政府は、郵便事業経営上発生した赤字を補てんする方法とし

て郵便料金の引き上げのみを考へてゐるのであります。これは郵便事業の独立採算制を不動の鉄則かのごとく盲信してゐるからには可成りなものであります。

わが党は、郵便料金の引き上げが物価に及ぼす影響や赤字源の性質等から見て、今回の赤字は一般會計から繰り入れるか、または郵便貯金特別會計の剰余金、あるいはまた、郵便貯金の資金を効率的に運用して得た増収分をもつて補てんすべきではないか等の手段をあげて、しばしば政府に独立採算制の検討方を迫つたのであります。政府はあくまでも独立採算制を基盤とする郵便料金の引き上げを敢行しようとしてゐるのであります。わが党は、かかる基盤に立つ料金引き上げに絶対に反対するものであります。

次に、今回の料金改正案の内容につきましても多くの不合理さが認められるのであります。独立採算制のためには徹するならば、収支均衡の原則に基づき、原価を基準とする料金を設定することが適當であるのであります。しかるに、単位原価から黒字を生じてゐる書状、書留その他の特殊取り扱い郵便物に對して料金の引き上げを行なつてゐるのであります。また、単位原価から相當大幅な赤字を生じてゐる第三種郵便物に對しては、低料扱いの料金については一円を値上げし、その他のものについては現行どおりの料金としてゐるのであります。これはまさに一部の大量利用者が負担すべき料金を一般利用者が負担するという不合理さを如実に示してゐるのであります。かかる料金改正は断じて排除しなければなりません。

次に、今回の改正案に盛り込まれた制度關係についても遺憾な点があるのであります。第一に、郵政審議會から答申された郵便料金基準の明確化、第三種郵便物審査基準の明定等について配慮のあとが認められないのであります。第二に、郵便物の容積及び重量制限の強化等は利用条件を低下させるものであります。第三に、今回の改正により、第五種郵便物は第一種郵便物に統合され、従来のダイレクトメール等は第一種になりますので、今

後、経済界の興隆に伴い、定形郵便物として多数の差し出しが予想され、このため、本来の高等信である書状、はがき等の迅速な送達が阻害されるおそれがあるにもかかわらず、これら高等信の優先送達について何らの配慮がなされていないのであります。第四に、現金等封入の郵便物を差し出し人に還付する場合、制裁的な意味合いで、現在徴収していない書留料を徴収することは妥当でないと思われ、これは、周知の徹底をはかり、規則違反の差し出しを正させるべきであります。

最後に、わが党が、郵便事業の合理的、経済的運営に資するため、従来しばしば提案している小局管理機能の集約化について、依然として何ら具体的な積極的な施策のあとが見られないことはまことに遺憾とするところであります。郵便事業が財政的に逼迫し、赤字補てんのために今回の料金引き上げを企図しているにもかかわらず、小局経営方式の改善をはかる管理機能の集約化について真剣な検討を加えなければ、今後においても赤字の累積はとうてい免れることはできないのであります。わが党は、重ねてこの集約化を積極的に推進されることを切望するものであります。

以上述べましたとおり、今回の郵便法改正案は、最も排撃すべき郵便料金引き上げをおもな内容とし、また、その他の事項についても賛意を表したいものがあります。わが党は、政府原案に対し反対するものであることを表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○砂原委員長 服部安司君。

○服部委員 私、自由民主党を代表して、たゞいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に対し、賛成の意を表明するものであります。

この郵便法改正法案は、政府の提案理由にもありますとおり、郵便事業の円滑な運営と、これに要する財源を確保するため、郵便物の種類体系等を整備し、料金を改定するとともに、サービスの改善をはかりつつ、事業近代化の基盤を整備しよ

うとするものであります。今日、郵便事業の実情を見ますに、近時、郵便利用の飛躍的な発展の結果として、いまや郵便事業は創業以来最大の転換期に直面している今日においては、事業財政の上の困難が加わる一方、制度上においても実情との食い違いが目立つに至っているものであります。郵便事業の近代化はかかる事情のもとに推進されようとしているのであります。政府がこの大きな課題に真剣に取り組みようとしていることはまさに時宜に適した措置と考えるのであります。

今回の改正案については、その内容に郵便料金の全面的な改正が含まれているため、この点に觸れてとかくの批判がありますが、経済発展の基礎をなす公共企業の経営を不安定のまま放置することはとうてい許されないと考えております。たとえ国民に若干の負担増を求めることになっても、これらの企業の経営を健全にし、安定したサービスを確保することが何よりも必要であり、またこれが恒久的な物価安定に期するゆえんでもあろうと存じます。また、今回の料金改定の物価へ及ぼす影響について見ましても、郵便料金の生計費に占める割合がわずかに〇・一四にすぎないこととからして、直接の波及効果はごく軽微なものと思われ、各種料金間のバランスも適当であり、郵便料金の大宗をなす第一種及び第二種の料金が十五年間も据え置かれてきた事情等をも勘案すれば、これはおおむね妥当な改定といえるで

あります。この料金改定に関して、一部には一般会計等から所要経費の繰り入れを行なうことなどによって値上げ回避をはかるべきであるとの議論もありますが、かかるばりう的な政策は事業の主体性を失わせるばかりでなく、事業の活力そのもので枯渇させるおそれがあり、また、これは形こそ違え国民の負担であることに変わりはなく、郵政事業の将来のためにも、国民全体の利益の上からも、とるべき手段ではないと考えるのであります。かかる見地から、われわれは多少の料金引き上げをやむなしと考えると同時に、この料金改定が国民

に何をもたらすかを重視したいと思うのであります。

すなわち、この改正案においては通常郵便物の種類体系等の改正が料金改定と並ぶ大きな柱となっており、この種類体系等の改正は機械化の導入を前提としたものであり、郵政当局は、この機械化計画のほか、事業財政の改善を待って、郵便物の航空機搭載、専用自動車便の増強等による送達の迅速化、局舎の近代化、速達電報の拡大をはかり、また郵便はがきも国際規格に合わせて大きくするなど、各般にわたってサービスの改善を行なおうとしております。これら一連のサービス改善計画は、郵便事業に対する国民の要望にこたえようとするもので、当局の意図は大いに了すべきであります。

改正案には、前述の二大改正事項のほか、郵便物の容積、重量の制限の改正、簡易書留制度及び割引料金制度の創設、被災地であつ小包郵便物の料金免除、書き損じ郵便はがきの交換制度の新設などの改正事項がありますが、これらはいずれも適当な配慮として納得できるところであります。

以上の判断を総合して、わが党はこの政府提案の郵便法の一部を改正する法律案に対し賛成いたすものであります。最後に一言、政府当局に希望を申し上げておきたいと存じます。

あらためて申し上げるまでもなく、今日、郵便事業に対する国民の最も切実な願いは、郵便の送達が正確迅速に行なわれることである。当局がこの国民の切望にこたえるべきであることは、法改正のいかんにかかわらずのものではないのであります。ことに今回の改正のごとき料金の負担を増大し、利用条件に制約を加え、国民の協力を求めようとする場合においては、一そうその責任を痛感すべきであります。今後、この法律の施行にあたっては、その責務を自覚し、郵便事業運営の正常化につき、総力をあげて努力されるよう要望して、私の討論を終わります。(拍手)

○砂原委員長 佐々木良作君。

○佐々木(良)委員 ただいま議題となっております

す郵便法の一部改正法案に対しまして、私は民社党の立場から反対の意向を明らかにいたしたいと存じます。

すでに、賛否両論が具体的に申されておりますので、内容は省略いたしますが、第一点は、今度の値上げ計画を中心とする事業計画がはなはだずさんであります。国民を納得させるに十分なる内容を持っておらないという点であります。

それから第二番目は、いま服部君からいろいろ話が出ましたけれども、この計画の中に、運配、欠配を中心とするところの現在の郵便に對しまして、国民の大きな不満と不安を解消すべき積極的な内容をわれわれは理解することができないという点であります。われわれは値上げをする限りにおきましては、あくまでもこれからはこういうふうにより郵便がよくなるというめどが明確につかない限り、国民に料金の高さを要求することはできない、こういうふうに思ふからであります。

第三番目は、これは郵政大臣に特別私は申し上げておきたいと思ひますが、今度の料金値上げを中心とする改定に對しまして、ほとんど政治としての配慮がなされておらないという点であります。情性のごとき事務的に、赤字が累積されてしかたがないから料金を上げてこれを解消する、こういうことではあります。いやしくも国家事業として郵便法第一条に盛られておるところの理想を達成するだけの覚悟をもつてこの問題に政府は対処されておらない。先ほど栗原君からの討論にありましたとおり、御承知のごとき、いま政府は最大に取り組んでおられますところの物価問題に對して必ずしも成功をおさめておりません。むしろ物価問題はさかさまの方向で、失敗の方向を進みつつあるがごとき状態にあるわけであり、この際におきまして、この一般の物価を高騰せしめることに役立つような郵便料金の値上げに取り組むことは、少なくとも政治的な立場から私は慎まなければならぬ。郵便法の一部は明確に——これはあげ足をとるようでありますけれども、郵便の事業はなるべく安い料金でやらなければならぬとい

いと存じますから、委員長においてしかるべくお取り計らいをお願いをいたします。

○砂原委員長 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会の報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○砂原委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○砂原委員長 郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。郡郵政大臣。

○郡郵政大臣 非常に慎重な御審議をいただきまして、ただいま郵便法の一部改正案の御可決をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

この委員会の御審議を通じて承りました御意見、御議論、こうした点はことごとく私どもに深い教えとして拝聴いたしましたし、これをそれぞれ今後の郵政行政の上に具現してまいりまして、委員会の御審議におこたえ申し上げたいと思っております。

重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

○砂原委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時二分散会

う理想を掲げられております。なるべく安い料金でということ、これは利用者側、国民側のことばであります。使うほうのことばでありまして、事業をやるほうのことばではございません。したがって、料金というものに対しては、国民の側で、いまは負担能力が十分であるかないか、いまは一般的に国民生活のためには、これは押えるべきものであるとか、そういう政治的な配慮が、私は最大になされなければならぬわけだと思えます。したがって、個々の上げなければならぬという理由があったといいたしても、目下のところ、朝野こぞって一般物価の高騰に對しまして、最大の物価対策が、これが政治の最大の課題であります。今回は料金の値上げなどはすべきものではない、こういうふうには判断をするわけでありまして、政府の猛省を促しまして、反対討論を終わります。(拍手)

○砂原委員長 これにて討論は終局いたしました。これより、採決に入ります。

郵便法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○砂原委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○砂原委員長 この際、森本靖君から発言を求められておりますので、これを許します。森本靖君。
○森本委員 ただいま郵便法の一部を改正する法律案が、本委員会において残念ながら可決されたのでございますが、私外日本社会党所属の委員九名は、この改正案に、先ほどの討論で明らかにしたとおり絶対に反対でございます。

本案については、郵便料金の引き上げによって国民の負担が増大することのほか、利用条件の制約が加わるなどの点よりいたしまして、郵便法の趣旨に照らして不都合と認められますので、国会法第五十四条に基づき少数意見の報告をいたしました。

通信委員會會議錄 第二十四号(その二)

〔参照〕

通信委員會現地調査会記録

一、期日及び場所

昭和四十一年四月十六日(土)
大阪市(大阪府庁別館会議室)

二、案件

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出
第三号)

三、出席者

(1) 派遣委員

砂原 格君
加藤常太郎君
金丸 信君
佐藤洋之助君
畑 和君
森本 靖君

(2) 現地参加通信委員

栗山 礼行君
郵政事務次官 亀岡 高夫君
郵政大臣官房長 鶴岡 寛君
郵政省郵務局長 長田 裕二君
郵政省経理局長 淺野 賢澄君

(3) 政府側出席者

日赤奉仕団婦人 部長 美延よし子君
主 婦 藤田 壽君
神戸大学教授 竹中 龍雄君
大阪市立大学教授 小野 義彦君
兼松株式会社顧問 内藤卯三郎君
総評大阪地評事 帖佐 義行君
務局長

(4) 意見陳述者
(発言順)

(5) その他の出席者

衆議院通信委員 水田 誠君
会専門員

午前十時十二分開会

○座長(砂原委員長) これより衆議院通信委員會
現地調査会を開催いたします。

私が委員長として、私がこの会議の座長をつとめます
ので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、私から派遣委員を代表いたしまして、一
言ごあいさつを申し上げます。この会議におきま
しては、内閣提出にかかる郵便法の一部を改正す
る法律案について、各界の代表の御意見を伺うこ
とになっておりますが、御意見をお述べいただく
前に、この会議の開催趣旨並びに運営方針等につ
いて申し上げます。

この会議は、先ほど申し上げました郵便法の一
部を改正する法律案の審査の参考にするため
に、衆議院通信委員會が成規の手続によって当地
の御意見を聴くため開催されるに
至ったものであります。

本法律案は、郵便事業の円滑な運営とこれに要
する財源を確保する等の理由に基づいて郵便物の
種類、体系等の整備及び郵便料金の改定等を行な
うとする改正案として、去る二月二日内閣より
衆議院に提出されたものであります。国民生活
上不可欠の郵便サービスに関する重要議案であり
まして、本会議における趣旨説明の後通信委員會
に付託され、目下当委員会において鋭意審査中の
ものであります。

御意見を陳述される方々には、本日は御多忙中
のところこの会議に御出席くださいまして、まご
とにありがとうございます。厚くお礼を申し上げ
ます。以上の趣旨をおくみ取りくださいます。

それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べ
くださるようお願いいたします。

それでは、まず本日の出席者を紹介いたしま
す。私の左側に、自由民主党の佐藤洋之助君、同
じく加藤常太郎君、同じく金丸信君、私の右側
が、日本社会党の森本靖君、同じく畑和君、民主
社会党の栗山礼行君であります。

本日各界を代表して意見を述べていただく方々
を御紹介申し上げます。向かって左側から、日赤
奉仕団婦人部長美延よし子君、神戸大学教授竹中
龍雄君、兼松株式会社技術顧問内藤卯三郎君、主
婦藤田壽君、大阪市立大学教授小野義彦君、総評
大阪地評事務局長帖佐義行君、以上の方々でござ
います。

なお、衆議院より水田通信委員會専門員、郵政
省から亀岡郵政事務次官、長田郵務局長、浅野経
理局長、鶴岡官房長が出席いたしております。

次に、出席されております方々に、あらかじめ
申し上げます。この会議の運営につきましては、
では、衆議院開議要領を理事會において決定し、す
べて衆議院における委員會運営についての議事規
則、議事手続に準拠して行なうことにいたしてお
ります。つきましては、議事の整理、秩序の保持
は、団長であります私が行なうものとしたし、傍
聴につきましても、報道の任に当たられる方々、
その他の方々で、特に団長の許可を得られた方々
のみこの会場にお入りになっておられるわけであり
ますが、傍聴の方々もその点を御了承の上、静粛に
お願いを申し上げます。

なお、念のため申し上げますが、発言を
なさる方々は、必ず座長の許しを得て発言をして
いただくこととしております。

また、この会議におきましては、御意見を陳述
される方々は、委員に対しての質疑はできないこ
とになっておりますので、あらかじめ御承知を

願っております。

次に、会議の順序を簡単に申し上げますと、ま
ず、各意見陳述者から順次御意見をお述べいた
だき、そのあとで、委員の側から質疑が行なわれ
ることになっております。したがって、時間の
関係上、御意見陳述の時間はお一人おおよそ十分
程度にお願いいたしたいと存じます。また、発
言の順序は座長においてきめさせていただきます
です。

それでは、美延よし子君。

○美延よし子君 私は郵便法について詳しくはわ
かりませんが、一家の主婦として、また一利用
者として、借越ながら私の個人の意見を申し上げ
させていただきます。皆さまの御参考にしていただ
きたいと存じます。

公共料金の値上げにはほんとうは反対したいの
でございますが、現在の郵便業務を見ると、反対
ばかりしておられないような気持ちでございま
す。諸物価が値上がりする中で、昭和二十六年以
来十五年間、第一種及び第二種郵便物の料金を据
え置きしたこと、また人件費が八〇%以上を占め
ていること、郵便物の急増などで昭和四十年まで
に五十六億円の赤字に達しているそうございま
す。

大都市の周辺などで急速に発展している場所に
は新設の局舎もぜひ必要である、また古い郵便
局の中にも、時代の発展におくれ、狭小化、老
朽化して、従業員の方々の機能も十分に発揮でき
なくなっています。混雑に拍車をかけている局舎も
ございます。文化国家として生活水準が高くなる
と、世はまさに宣伝時代というところがあり、
ダイレクトメールなどが著しく増加して、郵政業
務は複雑になるばかりでございます。

郵便事業は独立採算制でまかなうべきであると
存じますが、郵政審議会の答申にも明らかであり

ますように、少しぐらゐの値上げは認めて、局舎の設備改善に、増改築に、要員の確保に最善を尽くしてサービスの向上につとめ、合理化をはかり、全国の主要都市にあてた郵便は必ず翌日配達できるようなスピードアップして、二、三年前の不名誉を挽回してもらったほうがいいのではないのでしょうか。郵便業務は、他の事業のように全部を機械化するわけにいかないから、外務員の増加は必ず必要になり、したがって人件費の増加もまた必然でございましょう。審議会の答申に沿うてできる限りは機械化して、封筒の規格の統一などぜひ研究して早急に行うのがいい方法だと存じます。高層ビルや団地アパートなどは、一階に郵便受けを必ず備えつけて郵便外務員の仕事に協力して、能率の向上に私ども利用者側も協力してあげたらどうでございましょうか。この件は昭和四十二年十二月三十一日までの猶予期間があるように郵便法の一部改正法律案の提案理由の説明資料で拝見したましたが、こういうことはもっと猶予期間を短縮して、一日も早く実行してもらおうと呼びかけてもいいのではございせんでしょうか。私ども利用者、各戸に住所氏名の表示を必ず実行して配達業務に協力するよう各機関を通じて呼びかけるのも急務であると存じます。これは郵便業務だけでなくあらゆる方面で便利なことと存じますから、ぜひ研究して、実現してもらいたいものだと思つたいたします。新しい外務員の方が、表札がなくて困っておられるのをよく見かけることがございします。また、正しいあて名の場合でも、郵便が混雑しているときなど返送される場合もございします。受信人のあて名をわかりやすく明記することを利用者の方々に徹底さすようPRするのも、郵便事務のスムーズな運営の大事な方法だと存じます。

最近に私が調査した近所の中小企業に働くサラリーマンの十家庭の平均したデータを申し上げて御参考にお供したいと存じます。月収手取り三万七千円といたしまして、三万七千円収入、支出の内訳が、住居費が五千円、光熱費、ガス、水道、電

気等二千五百円、主食費五千六百円、副食費九千円、教育費二千二百円、交際費千三百円、主人小づかい(昼食費とも)三千円、子供小づかい五百円、貯金、積み立て、保健等二千五百円。被服費千九百円、教養費千五百円、交通費千六百円、雑費八百円、通信費(はがき六枚、封書一通)五十円、締め三万七千円と存じます。以上は夫婦と小学生の子供二人と四大家族を標準にいたしました。この表で見ますと、通信費は〇・一三%ぐらゐでございします。総理府統計局の昭和三十九年の家計調査では、通信費が〇・一四%となつております。そこで、このたびのはがきが七円に、封書が十五円に値上げいたしましたも、先ほど申し上げた平均家計の〇・一七%ぐらゐになる計算でございしますから、家計にたいした影響がないのではございせんでしょうか。

郵便及びそのほかの公営事業は、国民みんなの事業として関心を持って育てる気持ちにならなければいけないのではございせんでしょうか。早く、正確で、信用のおける郵便とするために、郵政当局の努力はもちろん、私ども利用者側も協力することが大事であると存じます。

最後に、この法案が成立、実施されました、一般国民へのサービスの向上と経営の合理化が実現してこそ利用者が納得できるのではございせんでしょうか。以上。(拍手)

○座長(砂原委員長) ありがとうございます。

次は藤田君。

○藤田君 私たちのように毎日世帯のやりくりに苦労しております主婦にとりまして、最近のあれもこれもと続きます物価の値上がりに対しては、一体これからどうやって生活していけばいいのかと、とほうにくれた暗い気持ちになっております。昨年に引き続きましてことしも、お正月早々からお米代の値上げ、私鉄運賃、国鉄運賃と、年が明けてまだ三月しかたつておりませんのに、また昨日は健康保険の引き上げもきまりましたし、このような公共料金の矢つぎばやの値上げには全く肝をつぶしております。このたびの郵

便料の値上げが問題になっておりますが、私たちの最もおそれますことは、このような公共料金の値上げは必ず他のものも物価の値上げをつり上げるからでございします。それと、独立的な事業ですから、この店は高いから一円でも安いあの店で買おうという選択の自由のないもので、これまでもいろいろな物価の値上がりであえぎあえぎして生活しておりますときに、またそれに追い打ちをかけるこのたびの郵便料金の値上げにはどうしても反対せざるを得ません。

第二にあげたいことは、詳しい事情もわかりにくい大衆にはいつも、たいした値上ではありまじんと呼びかけて、実は最も大きい負担をかけるという事です。たとえば国鉄運賃のときにも、値上げの平均は二五%と聞いておりましたけれども、ちょっと経験してみますと、すぐ五〇%、六〇%という大幅値上げになっていることが多いのに驚きました。これも、貨物の赤字を旅客部門の赤字で埋める方法がとられたからだといわれております。今度の郵便料金の値上げ計画でも、約二九%値上げといわれておりますが、大衆が一番利用いたします書状が五〇%、はがきが四〇%、速達が六六%と、たいへん大幅な値上げになっております。資料によりまして、毎年郵便物数が自然増加八%ぐらゐで、これらの第一種、第二種のものには赤字であつて、政府の政治的資料では、自然増を半分ぐらゐに押えて、ちょうどあたかも書状やはがきが赤字の原因であるかのような印象を与えられていよう表現になっているのは残念だと思ひます。書状とか小包料とか速達について主婦が感じておりますことは、きのうも道である主婦に会いまして、ほんとうに五円の値上げなんて全く問題にならない人たちがこうやってどんどん値上げするのねえ、いままで十円で楽しい手紙のやりとりもしていたのにそれなかなかなかできなくなる、とたいへん悲しそうでございしました。

また、小包料が四〇%上がりますが、私たちは、いろいろ生活難のおりから、親子とか友人間などで、手づくりのものを送ったり、少々余分の

ものがありますとそれを送り合つて生活を助けておりますが、こうなりますと、中身よりも小包料が高つくつということになり、あたたかい人間的なつながりもなかなか簡単にできにくくなると思ひます。

また、速達が六六%に上がりますについて、最近では定員不足からくるかどうかいろいろ原因と思ひますけれども、せっかく出した手紙がいつ先方に着くかわからないということが多かったことがございまして、以来、それと世の中全体がいろいろ複雑に忙しくなりましたために、どの家庭でも速達を使うことがたいへん多くなつておりますが、六六%の値上げでは、はがき一枚でも五十七円という大幅な値上げになるわけではござい

ます。第三に、三種の定期刊行物とか新聞、雑誌、点字などのものは、こういうものは社会政策的なものや文化政策的なもので、郵便事業そのものが公共事業でありますならば、今度の値上げによつてこれらの赤字は埋めることができないといわれておりますし、独立採算方式でなく、これらのものは一般会計から補つていただきたいと思ひます。

また、政府は郵便料金の生活費に占める割合はわずか〇・一四%だからいたしたことはないといわれまが、これもいろいろなものの値上げが一切がつかい合算していろいろの家庭の生活費にのしかかつてまいりますから、主婦としてはたいへん困るわけではございします。それと、政府はいつもいふろんな演説で、不況の克服と物価安定とを強行する、強力に押し進めると繰り返して繰り返して強調されておりますので、このように次々と公共料金を上げられますことはどうも矛盾が多いように主婦には思われるわけではございします。

で、このごろのように物価上昇に見合わない収入は低収入になりますので、まじめに子供を育て、教育していこうとします母親たちは、最近では何らかの形で内職をせざるを得ませんし、健康に生きるために必要な食生活そのものの内容も落とさざるを得ない状態に立ち至つております。そ

れと、物価値上げ反対の主婦の声は相当政府にも届いていると思われませんが、それに対して納得のいく対策がない。いつも値上げ攻勢が続きますことに、主婦はたいへん不満に思っておりま

の第一歩として、改正案は全体的にいうと適当であると考えます。

第三に、郵便料金を初めとして公益企業料金を長期間安定することが望ましいのは申すまでもありませんが、安定した料金は、健全にして安定した経営を基礎に持つことが大切でありま

化が阻害され、安定化が危うくなり、多くのひずみを伴生する危険があります。過去にわれわれが犯した誤りを再び繰り返すことは厳に避けねばなりません。

〇座長(砂原委員長) ありがとうございます。

〇竹中龍雄君 郵便物の料金は昭和二十六年に全面的な改正が行なわれて以来、昭和三十六年に第三種及び第五種郵便物の料金について若干の調整を加えられたほか改正が行なわれず、書状及びはがきの料金は今日まで据え置かれていますが、昭和四十年度は当初予算においてすでに五十六億円の収入不足を生じているのみならず、このまま経過すると、来年度以降引き続く相当額の赤字が予想されるので、料金の改定を試みているのは一応妥当といえます。

次に、物価の動きとの関係、他の種の公企業料金や公営企業料金との関係について、時期がはたして適切であるかいなか問題であります。事前的措置の場合にはこの点について十分の配慮をすることができそうですが、今回のごとくどちらかといえは事後の措置の場合には、適切な処理は事実上大きく制約されます。この点については問題とすべき点が多岐に多いので、深く立ち入って説明することはできません。

今回の改正案は、郵政審議会の郵便事業財政の改善方針に関する答申を尊重され、それを具体化するに努力されています。陳述人は、審議会の答申は一般的にいうとよくできていたと思えます。ゆえに、その線に沿った改正案は賛成です。

ここで問題となる第一点は、いままでの郵便事業の経営に對し改善を加える余地があり、またその必要が認められるということです。政府は、改善の必要を痛感し、調査委員会を設け、すでに郵政審議会から郵便事業近代化に関する答申と郵便事業財政の改善方針に関する答申を受け、その実行に努力されていますから、料金引き上げの額をできるだけ減縮するよう努力されています。今後引き続きこの点について一そうの努力が行なわれるものと信じるとともに、それを切望します。

第二は、単に赤字解消を問題とせず、料金体系の合理化をあわせ行なう必要がないかということ。ところがわが国の従来の郵便料金体系は、政策的配慮に力を入れ過ぎ、コストに対する配慮に欠陥が認められます。そのため、郵便事業の経済的独立採算制度の維持及び純化と矛盾する点が相当にあります。昭和三十六年の改正においてこの点につき一部の改善が試みられましたが、今回これと本格的に取り組んでいるのは大きな進歩だと思います。この仕事は大事業で、一ぺんに完全なものでは上るわけではございませんから、試行錯誤を経てつづかなものをつくり上げたい。その

内容の吟味が必要となりますが、ここではそこまですり込んで分析する余裕がありません。わが国の郵便事業のサービスの現状は改善を必要とするものが多く、改正案がその点に積極的に取り組む第一歩を踏み出しているのはうれしく思いますが、サービスの改善はなお料金体系の改正と結合して行なう必要があり、またその余地があることはあります。今度の郵便法の一部改正はこれを行なっており、本法の進歩性が認められます。その内容も、全体的にいえば一応は認めます。ただ、部分的に研究を要すると思いますが、陳述人はその研究を完成しているわけではありませんから、ここに積極的に意見を述べることはいいたしません。これを一つの手がかりとして実施に移した結果、さらに改正すべき点、補正すべき点を注意深くフォローし、反省して、腰を据えて継続的に改善の努力を重ねられることを望みます。

第四は時期の問題であります。一般的にいうと、公企業にあっては料金その他の改正が後手後手に回り、すでに発生している問題の処理にのみ追われる危険があります。それは誤りであって、常に先を見通して先手を取った経営を行なう必要があります。これが公企業の本質的な姿です。郵便事業のごとき世界的に官庁形態を取っている公企業にあっては、その経営が事後的になる危険が多くあります。わが国の郵便事業も残念ながらその例外になつておりません。今回の改正も事後的なものである傾向があります。料金値上げは消費なものとしては避けたいのが人情ですが、長期的に見ると、経営を近代化し、合理化することが、結局料金をできるだけ安くし、安定化させるゆえんです。ゆえに私は、今回の料金改定を認めることに

第三点はサービスの改善の問題であります。低料金がサービスの犠牲のもとで維持されているとしたら、そのような低料金は歓迎できません。また、料金の表面的安定がサービスの低下を黙認することによって維持されている場合には、そのような表面的な安定料金は適正料金とはいえず、いままでもなく料金の引き上げは最低限サービスの維持を必要とし、通常はサービスの改善を伴うことが要望されます。今回の料金の改定は、このような条件を一応満たしています。ただその

料金体系がサービスの改善の問題であります。低料金がサービスの犠牲のもとで維持されているとしたら、そのような低料金は歓迎できません。また、料金の表面的安定がサービスの低下を黙認することによって維持されている場合には、そのような表面的な安定料金は適正料金とはいえず、いままでもなく料金の引き上げは最低限サービスの維持を必要とし、通常はサービスの改善を伴うことが要望されます。今回の料金の改定は、このような条件を一応満たしています。ただその

見ると、経営を近代化し、合理化することが、結局料金をできるだけ安くし、安定化させるゆえんです。ゆえに私は、今回の料金改定を認めることに

また、独立採算制がこの点から修正を加えたい。体系を支持している基礎理論が破壊されたりします。いわゆる部分的修正はその限度に対する反省があまり注意されないうで行き過ぎにおちいる危険があります。郵便事業は過去そのような実例を有していますから、この注意は一そう重大な意味を持ちます。もちろん過去の体系は、政策料金が支柱となっていましたためそのような欠陥を生

じたのであり、最近、コストが重視され、近代
的合理化が行なわれていすからそのような可能
性は軽減されていすけれども、危険がないとい
いえません。一々例をあげることができません
から一例だけを示しますと、第四種に學術雑誌
が入っていますが、前回の改正においては學術雑誌
に対する配慮が欠け、それに対する十分な研究が
行なわれていせんでしたから、今回それを改正
したのは適正な措置で、賛成です。ただ、これを
第四種に入れる便宜手段をとった結果、第四種の
性格がいまいになり、政策料金の寄集め、し
かもこれは不徹底な行政的便宜措置となってい
ます。答申はこの点一応筋が通っています。このよ
うな例は他にも認められます。また、便宜措置は
どこまで認められるか、その限度は何かについて
研究する必要があります。しかしながら私は、こ
のような研究をすべていま完成しているわけでは
なく、またそのような仕事は短時にできるもの
ではありせん。ゆえに、時間的余裕のないい
ま、重大な欠陥が認められない限り、原案を一応
認め、その是正と補完の作業が今後継続して力強
く進められることを要望します。今回の改正案は
経営の合理化に努力し、幾多の具体案を持ってい
ることは非常にけっこうです。

ただ一点強く要望したいのは、法律案の原案に
なっている郵便事業近代化に関する答申が運営面
の合理化を軽く評価している欠陥の是正です。運
営面の合理化は、これを分析すると、第一は経営管
理の合理化であり、郵便事業はこの点に大きな欠
陥が認められます。第二は行政管理の合理化であ
り、第三は第一のものと第二のものととの総合の合理化
です。郵便事業はこの第三の点にも大きな欠陥を
包蔵しています。もちろん、答申の主張しているこ
ろを第一義的に重点的に行ない、運営の合理化
を第二義的に行なうほうが具体案としては適切で
しょう。しかし、それは重要性が劣るからではな
くて、短時間の間に効果をあげることが困難であ
り、時間をかけて持続的に行なう必要があるため
です。しかし、それだからといって、重要性を見

落としたり、その着手の時期を不当におくらせて
はなりません。その必要性が大であり、緊急であ
るだけ、早く着手し、腰を据えて持続的実行をさ
れることを強く望んでやみません。(拍手)

○座長(砂原委員長) ありがとうございます。

次は小野義彦君。
○小野義彦君 私は今次の料金値上げ案について
は基本的には反対であります。その理由に關しま
して、以下およそ四点ないし五点について意見を
述べたいと思います。

第一は、今次の料金値上げをどうしても行なわ
なければならぬとするところの根拠に大きな疑
問があるという点であります。改正案の提案理由
及び郵政審議会の答申は、これにつきまして、郵
便事業は四十年間において五十六億円の赤字をす
でに出してあり、今後四十五年までの間におよそ
二千八百八十億円にも膨大な赤字を生まざる
を得ないという推定をしております。この推定
に基づいて現在の料金体系を前提にする限り今後
引続いて多額の収入不足が見込まれ、したがって
値上げはどうしてもやむを得ないものである、と
いうふうに説明をしております。

しかしながらここできわめて問題であると考え
ますのは、このような四十五年までにわたる今後
三年ないし五年間の赤字を想定した根拠でござい
ます。その根拠としましては、答申案についてこ
れを見ますという、今後の郵便物が物数の伸び
が急速に低下していく。過去においてはおよそ六
ないし七%ぐらゐ毎年伸びてきたのであるが、今
後およそ四%ないし三・五%ぐらゐに低下するで
あらう。物数そのものの伸びも、過去には六億通
ないし七億通も伸びておったが、今後は四億通ぐ
らゐの伸びに下がるであらうということ推定し
ておるということでありす。

私は、このような推定は、日本経済の現状及び
実績の面から考えてみまして妥当とは思えないの
ではないかという点を重視するものであります。
法律案の一番最後についております郵政省自体の
資料で郵便物数の伸び率を再検討してみますとい

うと、これはこの数字そのものから私が計算した
のであります。過去十年の郵便物の伸びは、年
間平均五億通、年平均伸び率は七・五%になるの
であります。それから、十年間が長過ぎるとして
最近の五年間だけを取ってみても、年間の物
数の伸びが五億七千万通、これを年平均の伸び率
にいたしましたも七・二%という、郵政省及び答
申が認めている想定よりもはるかに高いものが出
てくるということでありす。これから考えます
と、郵政省の資料及び審議会答申の今後の伸び率
というものは、過去の実績に根拠を持っていな
い。もし持っているとすれば、それは三十九年度
に見られた物数の伸びが三億六千万通、伸び率に
して四・二%という過去十年間では特例的に低
い、例外的なそれを一般に今後の五年間に主観的
にむしろ及ぼしているのではないかとこのように
考えられるのでございす。

過去のこの実績を見ますと、たとえば昭和三十
三年あるいは三十七年というような不況の年にお
きまして、郵便物の伸びは九・一%及び七・七%
というふうに、七・八%というような高い伸び率
が出ております。それから三十九年度にはたとえ
四%台に下がったといはしても、この郵政省
自体が見込みとしてあげております四十年度を
取ってみますと、九十六億通に達すると郵政省自
体が見込んでおるのでありまして、これを伸び率
にいたしますと、八・七%と、ほとんど九%に近
いものが出てまいります。また物数の伸びも八億
六千通というものが出ておるのでありまして、御
承知のように昭和四十年間というのはこれは戦後
最大の不況のあった年でございす。この年にお
いてなお郵政省の見通しを二倍も上回る伸び率を
示しておるということを考えますと、郵便物の伸
びということとは必ずしも景気変動に直接左右され
るものではない。これはむしろ、日本経済全体の
外国に比べて高い成長率と関係があるのではな
いか。したがって、今後の伸びを四%以下に考
えるということは妥当性を持たない。しかるにな
ぜ一体このような低い見通しを立てたのかという

点になると、逆に値上げの必要性を明らかにする
ためには、伸び率を低く押えなければならない。
値上げの口実づくりにむしろなされているんじや
ないかという点に疑いを持つものであります。

第二点につきましては、そのように今後三年な
いし五年間の物数の増加を故意に、ことさらに低
く見積もるということが及ぼす影響であります。
そのように伸びを低く見ます場合には、今後の郵
便事業における予算要求あるいはその査定という
ことに際しまして、実際の物数増加はそのような
低い見通しよりも高く起こってくる可能性がござ
いますので、実際の物数増加に対応するところの
定員の増加ということをし著しく困難におとしれ
るのではないかと。その結果としては、仕事が増
ます増加するにもかかわらず、定員はふえないと
いうことから、しよせん労働強化を招き、サービ
スの改善ということをやりたいながらかえって選配
などの原因をふやすことになるのではないかと。答申
にうたっているような、主要都市の間の翌日配達
であるとか一般郵便物の迅速化であるとか確実に早
い郵便というこの仕事の実現という趣旨に反する
結果をかえって生むおそれがあるんじゃないかと。

それから、当然今後の郵便事業を近代化し機械
化していく上にはいろいろな最新式な自動区分機で
あるとか自動販売機であるとかいうものを備えつ
ける必要があると思ひますけれども、たとえば郵
便物を確実に早くするという意味で航空搭載とい
うことを今後強化するという場合にも、もしその
ような改善が定員が不足するというような状態で
これが行なわれまう場合には、飛行場へ行つてか
らは早いかもしれないが、飛行場へ行くまでの段
階で郵便物が停滞するといふような現象がやはり
解消できないんじゃないか。この問題につきまし
ては、やはりこのような近代化、機械化に必要な
財源というものは、これは資本的な経費でござい
ますので、このようなものを郵便物の値上げに
よつて資本的経費をはき出すとすること自体
は、私は郵政事業の本来のあり方からして妥当な
ものとはいえないと思うのであります。

次に第三点であります。第三点としましては、個々の料率の問題でございますが、特に問題なのは第一種書状と速達料金の大幅な値上げという点であります。この二つは最も大衆的な利用度の高いものであることはいうまでもないのであります。書状の値上げ率は、先ほども御指摘がありまして、二十五グラムまで五〇%、これに対して説明書の中には、たとえば五十グラムまでの場合には現行の三十円よりも二十円と下がるといううなことを理由にして値上げを合理化しておるわけでありまして、問題は、その利用度が一番低いものにおいて高い。すなわち一番大衆的に利用度の高いものを値上げするという形、事実上の大衆負担というものをふやすという形になっておるといふ点は賛成できないのであります。

先ほど藤田氏のほうからも御指摘がありました。書状と速達というものは、ちょっと郵政事業について調べてみれば、これは非常な黒字の部門でありまして、この二つでもって四〇%ぐらいの黒字全体を負担しておる。両方合算して八〇%の黒字が第一種と速達によって出ている。この書状と速達で出た黒字でもって三種以下の赤字をカバーする、こういう仕組みになっておるとは明瞭でございます。このように、最も大衆負担率の高いものにおいてそれ以外のものをカバーするというやり方、これは答申がうたっている適正な料金負担という趣旨に反すると思えるを得ません。

ここで一つ疑問がございますのは、このように三種以下の赤字を大衆負担率の高いものでカバーするというやり方をとっておるのでありますが、そういうふうにしてしかもなお三種は非常な赤字になっておるといふ現状であります。それは、原因はいまでもなくこの第三種において特恵的な低料金の扱いが行なわれておることとありまして、これについて今次審議会の答申ははっきりいってありますように、百グラムごとに五円というふうな定期刊行物週三回以上のもので、月三回以上のものについては六円というふうな、かなり引き上げを答申しておるわけでありまして、それ以外のものでも十円、ところがこの答申を郵政省自体が無視いたしまして、郵政省自体が答申において六円のものに三円、五円のものをはり三円、十円のものに六円というふうなことをおとらざるという点も、これまた料金負担の公平という点から考えましてきわめて大きな問題がある。もちろんこれは新聞、雑誌などの文化的政策的意図に出ているものというところは理解できるものでありますけれども、しかもなおそれを大衆負担の最も高いものにおいてそれを埋めていくというやり方は支持できないのであります。このような政策的意図はむしろ一般財源の措置によってこれをいかなるべきものであろうかと考えます。時間がございませんのであと簡単に二点だけつけ加えさせていただきます。

第四点はこの速達に関してでございますが、最近郵便物は通常郵便物自体が速達化してきています。すなわち速達の利用度というものが高まってきた。したがってまた、この速達料金において六〇%以上の値上げをはかるといふことが最も大きな大衆負担を高めるという措置にならざるを得ないというところであります。このこと自体私は実は非常に矛盾を感じます。答申の中にもうたっておりまして、速達郵便物ではなくて普通の通常郵便物を今後は料金値上げをもし認めてくれた場合には、通常郵便物を航空搭載してこれを事実上の速達化するのだというところがうたつてあるというところ、私はこれは全く矛盾する考え方ではないかと、こう思うのであります。速達料をこのように大幅に上げていきますというところ、実はこの趣旨に逆行したことが起こりますのであります。先に述べたように、定員が今後あまり増加できないというふうなことからみ合いますと、結果としては普通郵便物は従来のようなやり遅配が今後続く。早い郵便物はきわめて値上げ幅の大きい速達料を払ってやらなければならないという矛盾した結果が生ずるおそれがあると思えます。

最後に第五種を廃止した件でございますが、ダイレクトメールなど特恵的な取り扱いを廃止して第一種に統合したというところは、実はこのことが企業の過当競争などに激刺されては実はいままで国民的な浪費の面を持っておったということを考えますとき、このような浪費を抑えるという点で、改善であらうと思えます。しかしながらそのような改善も、実はこの改善策をもって大衆負担率の高いものを抑えるほうにこれが用いられないで、このような改善をしながら一種、二種、はききにおいてあまり大きくないとはいへ二円の値上げであり、あるいは速達というふうな高い分野の値上げを押えることができなかったというの片手落ちであらうと思えます。以上であります。(拍手)

次は内藤卯三郎君。私は貿易商社の兼松株式会社顧問内藤でございます。この名簿によりまして、兼松株式会社技術顧問となっておりますが、実質は技術顧問ともわかりませんが、正確には顧問だけでございます。御訂正願います。今回の郵便法の改正に關しまして私も一言見解を述べさせていただきます。

まず最初に貿易商社が利用する通信の実態から申し上げます。貿易商社は商売柄通信を非常に多く利用いたします。会社により、また扱い商品によりまして若干の差異はございますが、総合貿易商社における通信費は、大ざっぱに申しまして大体売り上げ高の平均〇・一五%ないし〇・二%を占めております。これは会社総経費の約一五%に相当いたします。人件費が大体総経費の約四〇%ないし四十五%程度といわれていますから、その約三分の一でございます。具体的にこれを金額で申しますと、貿易商社の通信費は、従業員一人当たり一カ月約二万円弱となっております。したがって一千万の従業員を有する会社では、一カ月の通信費は約二千万円。これが二千人になりますと一カ月約四千万円見当となるといわれています。通信費とは、もちろん郵便、電信、電話のこと

でございます。内閣関係はもちろん外国関係も含まれております。次に郵便法改正による影響でございますが、貿易商社が利用するこれら通信費の支払い先でございますが、これを支払い先別に見てみますと、国際電信電話、電電公社、郵政省その他となっております。はばこの三者が三分に分かれております。しかし、国際電信電話とそれから電電公社がやや多くて、郵政省その他が若干少ないようでございます。そして郵政省の分は、通信費全体の二七%ないし二八%程度というところでございます。もちろん商社によりましてこの割合は必ずしも一様ではございません。そして、郵便といえますと、貿易商社では何と申しまして外国郵便の需要が圧倒的に多いのでございます。そしてその外国郵便の半分が見本やあるいはその他の商品を外国へ発送するための小包料金でございます。本来はこの費用は郵便局を経由して郵便局へ支払うべきものでございまして、料金の関係で私たちは比較的安い、有利な航空貨物便をもつぱら利用いたしております。郵便局を通しておりません。したがって、これに対する費用はすべて航空会社へ支払っております。ですから郵政省へ実際支払っているのは、その分を差し引いた残りの半分の、約一三%ないし一四%というところでございます。しかもその郵便料のうち約八〇%は外国郵便であり、残りの約二割が内国郵便となるのでございます。これら郵便物を通数で示しますと、外国郵便では、発、受信合わせて従業員一人当たり一日平均一通や下回っております。内国郵便では、発、受信合わせて従業員一人当たり一日二通をやや上回るというところでございます。一方この費用を従業員一人当たり割り当ててみますと、外国郵便では一カ月一人当たり約二千元。また内国郵便では約五百円というところでございます。そしてこの五百円の部分が今回の郵便法の改正、つまり料金値上げの対象となる部分でございます。ですから、その影響するところは比較的少ないのであります。

次に物価との比較でございますが、ところで私が初めて外国の通信の担当を命ぜられましたのは、いまから約四十五年前の大正十年、満十八歳のときでございます。自来今日まで四十五年間、ずっと通信を担当してまいりました。ところでその当時の郵便ですが、手紙が三銭ではがきは一銭五厘でございます。そのころの物価をいま振り返って

みますと三銭で買ったものは、市電の乗車券一
区券とうどん一ぱい、そば一ぱい程度でございま
す。たばこでは、「蝴蝶」が三銭、「ゴールデン
バット」が十本入りで一箱四銭、軍隊の酒保で
売っております「ほまれ」というたばこ、二十本
入りでございしますが、これが五銭。ついでに兵隊
の給料であります、これは当時兵隊の給料は一
日十二銭、ちょうど手紙の三通分でございます。
その当時武藤山治さんが代議士に打って出られ、
同志会を結成され、どうも兵隊の給料は安すぎる
、もう少し上げなさいかん、といつて大幅に
上げられたのが十五銭。一時日給が十五銭にな
りました。それでも手紙の五通分でございます。

一方外国電報は、英國並びに歐洲あて料金は一語一円六十七錢、豪州あて一語は一円六十九錢、南アフリカ及び南米のアルゼンチンあるいはブラジルは二円二、三十錢であつたと記憶いたしております。当時一円六十七錢もあれば——これは英國あて一語当たりの電報料金ですが、——お酒が二升買えました。ビールもたしか一本二十錢ぐらいでありました。私の月給は當時三十五円でありましたから、ロンドンあてに二十語の電報を打ちますとそれはちょうど私の一カ月の給料に相当いたしましたわけであります。今日手紙は十円、市電は二十円、うどんなばい六十円、外国あて電報料では、英國が一語わずから約九十二円、豪州あてが百五十円。しかるにお酒の一級酒が一本七百六十円。また給料は、低い低いといわれながら、高校卒の男子初任給は一カ月二万八千円ないし二万円、女子は一万六千円から二万八千円と上昇いたしております。こう見てきますと、通信費の上昇率がいかに低いかにということに気づくわけでござ

います。そうはいいまでも、単位当たりはなるほど低いが、利用度という物量といい、今日の会社、銀行における企業の通信の利用量は昔とは比較にならないほどふえております。したがって、各個人は別として、これら企業はいずれも通信費に対し相当な負担を感じていることは事実でございます。

次に郵便法の改正につきまして……。さて今回の郵便法の改正でございますが、第一種に定形と非定形とがございますが、貿易商社に関する限り、これは大きな影響はございません。つまり、定形では、目方によりましてはかえって割安となるものもございます。あるいは利用の方法によっては、利用のしかたによつては、料金はほとんど変わらないように考えております。ただ、これが定形でございますが、この寸法をもう少し大きくしていただいたら非常によかったでございます。これが長形の二号と申します。この程度ならば非常に便利なんです。たとえばこういうふうな非常によく使われる用紙がそのまますばつと入る。ところが、定形だったら入らない。ですから、長形二号程度にしていただいたら非常によかった。これですと、わずかに長形の三号と四号しか入らない。また洋形の二号、三号、それから角形ではたった八号しか入りません。ですから、できまじたら定形を長形二号程度のものにしていただいたらまことにけっこうだと思ひます。

次に非定形でございますが、これには若干問題がございます。貿易商社では、船積み関係書類あるいは株式関係書類あるいはいろいろな商売に関する商品の売買に関する書類がございますて、いづれも目方が相当重い。ですからこの分は若干の値上げになることは間違いないと思います。いま会社で調査いたしておりますが、おそらく三、四割は経費増になるのではないかと考えております。しかしながら問題は、料金ではございません。料金の面よりもむしろ郵便の配達がおくれることのほうがはるかに私たちには大きな問題でございます。貿易商社の取引はほとんど通信で行なわれて

おります。御承知のとおり、外国電報は夕方外国あてに発電いたしますとその返事が必ず翌朝にまいります。それは時差の関係でありまして、日本が夜のときは彼ら、つまり英米は昼間であつて、日本が昼間ときは先方は夜間となつております。そんなぐあい、海外に対するアテンドはいつの場合でも急を要します。外国郵便でも、最近は

航空郵便なら三日、四日でニューヨークでもロンドンでも到着いたします。ですから、特に内地の場合、夕方に投函したものは翌朝に必ず配達していただきたい。到着しないと困ることが多いのでございます。ところが現状では、大体まあ到着するだろうということは想像できますが、万一ということがございますので、特に急を要するものはいずれも速達扱いにして出しておりますのが実情でございます。そんなぐあいでは、商社の立場といましては、少々値上げとなりまして、迅速、確実な配達がなされるならば、みなこの改正案に賛成いたします。

私も仕事の関係でよく方々の郵便局へまいります。また実情もある程度存じております。そしていつも感ずることは、第一に最近のような物量の多いときに、郵便局の職員が足りない。人が足りない。また、局舎がいずれも古くてしかも狭い、狭隘だということであります。人集めるにはどうしても、やっぱりまず寄宿舎あるいは寮の設備が必要でございますが、それがほとんど郵政にございません。それは、郵政省が財源が少ないことを物語っているのではなからうかと思つてあります。また、狭い局舎、環境の悪い職場での郵便作業、あて先区分や定められた時間内に発送する準備等ですが、これが思うにまかせず、自然それらが郵便のおくれを來たしているのではないでしょう。か。今回の改正によりましてこれらがある程度かなえられ、さらに郵便の機械化や航空機搭載、また郵便番号制度の制定その他いろいろ計画されているやに承つております。料金の値上げ必ずしも私たち歓迎するものではないと思いますが、しかしながら若干の値上げによって設備の増強や環境の

浄化あるいは経営の近代化、合理化によりまして郵便作業の正常な運行が確保されますならば、今回の郵便法改正案に私たちは全面賛成いたすものでございます。終わります。（拍手）

○座長（砂原委員長）
次は帖佐義行君。

○帖佐義行君 私は郵便法の一部を改正するこの法律案には絶対に反対であります。私は郵便料金の値上げをすることについて意見を申し上げるわけでありませうけれども、しかし郵便料金の値上げだけの問題ではなしに、これは一連の公共料金その他のあらゆる物価の問題のその一つだというふうに思っています。郵便料金の場合を考えてみますと、そのほかのものよりは、その必要度においては便乗したきらいがむしろあるのではないかと。内容を見ますと、あるのではないかとということを感じざるを得ません。

私が申し上げるまでもなく、この四、五年の物価の上昇はすさまじいものでありまして、そのために国民の生活は非常に困っています。これは政府もよく知っていることでありますし、自民党のみならずも常におっしゃっていることであります。だから佐藤首相も国会で物価を安定させる、こういうようなことを言うのはそのためだというふうに思うのであります。ところがこのことしの一月一日に米価を上げました。日本の古いことばに「一年の計は元旦にあり」ということを言いますが、一月一日に、元旦に、しかも国民の主食である米の値を上げる。佐藤さんは一月元旦に、ことしはひとつ物価を一そう上げてやろう、という計画をお立てになったんだらうというふうに私は思うわけです。それから十五日したら私鉄が上がりました。こうして国鉄が上がり、市電、市バスが上がり、動物園の入園料が上がり、授業料が上がり、こういうふうにしてみますと、国民が申します佐藤物価倍増内閣ということとはまさに適切なことばだというふうに私は実は思っておるわけです。そこで郵便料金の問題について申し上げますと、このような郵便料金だけでなしに、公共料金

を上げますときにいつも私どもが政府や当局者から聞きますことは、受益者負担、独立採算ということばです。公営企業だとか公共企業だとかいって、常には独立採算だ、こういうことなのです。ところが今度の郵便料金の場合を考えてみますと、第一種では非常な黒字を出しているわけです。大衆が最も利用する度の高い一種だとか五種だとかそういうものは非常な黒字を出してある。それにもかかわらず、これを値上げをしてその他の赤字をカバーするというやり方です。郵政省やその他の話を聞きますと、これは総括的にやっていると、こういうふうにいいますけれども、少なくとも受益者負担だ、独立採算だというふうな考え方からいいますならば、大幅な黒字を出している一種などをあげるの筋が通らぬというふうに私は思うのです。だから私どもは、政府なり当局者なりがいうところの受益者負担だとか独立採算だとかいうことばは、都合のいいときにはそういうことばを使うけれども、実際の本音は、いつも大衆に負担をさせて資本に奉仕をしていくというそういう政策の別のことばだと、こういうふうに思わざるを得ません。この郵便料金の値上げについては、まさにそのことを証明しているというふうに私は思うのです。だからといって、もちろん私は赤字を出している三種だとかその他を値上げせよというのではありません。先ほど小野先生がおっしゃいましたように、そういうたようなものについては本来の公共企業、公共性を具現するという意味で、やっぱり一般的に一般会計から出していく。こういうふうにしてもらいたい。こういうふうにしていくわけですね。あらゆる物価が上がって非常に国民が生活に苦しんでいる。佐藤さんも物価を安定させる、こういうふうに出てくる。こういうことを申し上げましたが、特に公共企業料金というものは、政府なり佐藤さんなりが上げまいと思えば上げないで済むものなんです。ほかの物価のように、需要供給の関係や生産や流通機構や商人の思惑や、そういうことで物価それ自身

が動いていく、そういうものではないに、これは政策で簡単に定められるものなのであります。もしほんとに、物価が上がって国民が苦しんで、生活を何とかしなくちゃならぬということに政策の重点を置くというお考えにお立ちになるとしますならば、公共料金の値上げはすぐストップさせることができません。また、かつて自民党の内閣でもストップをさせたこともありましたが、もちろん、ですから今回の郵便料金などの値上げについてもそれはきわめてできることだということでありま。

私はこの機会に強く申し上げたいことは、公共企業に対して受益者負担だとか独立採算だとかいうごまかしの考え方や間違った考え方、そういうふうなことをやめていただいで、公共企業というもののについて強く公共性を追求していただきたい。そのことを強調したいというふうに思うのです。そして特に私が申し上げたいと思ふことは、実は独立採算というその考え方の中には、これは御都合によつてはいま申し上げましたようにこの独立採算の方針をお捨てになるわけでありまされども、もっとその考え方の基礎に、実はこれは労働者に対する合理化の攻撃がほんとはその本音ではないかというふうに思っているということでありま。

先ほど小野先生が郵便物の伸びについての見通しについてお話しがございました。伸び率を低く見たということは、赤字を大きく出して、そして値上げの口実をつくるというふうなお話でございましたが、私がもっと強調したいことは、そういうことによつて定員を押さえていく。賛成をする方の御意見の中に、サービスがどうの配達をもっとよくしてほしいという御意見がございました。が、実はこのような独立採算の考え方というものは、合理化や労働強化や賃下げや首切りや、そういうものをばほんとにその底にひめておりますがゆえに、むしろ逆のことになっていく。伸び率を低く、ほんとにふやふやと定員はふやふやな。そういうことになるということでありま。

この法律案の中にも、露骨にそのように書いてありませんけれども、そういうことがにじみ出ているというふうに思います。大阪の市電、市バスの値上げをいたしますときに理事長が大阪市に勧告をしたことがあります。そのことばには露骨にそのことが出ていました。合理化を強行なさい。人件費と収入のバランスについて考えなさい。こういうような露骨なことがあります。ですから私も労働組合の者は、合理化といったら労働強化、首切りというふうには実は受け取っております。それが少なくとも今日私どもは実績だというふうに経験をしてきているわけでありま。

私は、佐藤さんは物価を安定させると言うけど、実は物価を上げる政策を続けているというのを申しましたが、これは実は国民大衆を収奪して資本家に奉仕をしていくという政策だということについてちょっと申し上げたいと思ひます。この三月期の各会社の決算報告を読みますと、どの会社の報告書にも、鉄鋼にしましても繊維にしましても化学にしましても金属機械にしましても、冒頭に一律に書いてあることがあります。それは何か。——だんだん値上がりしてきたということ、会社の業績の見通しがよくなったということ、こういうふうな物価が上がっていくということ。国民が生活に苦しんでいるとき、自分の会社の製品の値段がだんだん上がっていくというところについて喜びにあふれた文章がどの企業の決算報告の中にも冒頭に書いてあります。不況から立ち直ったとか、いろいろ損をしましたが製品が持ち直してきましたので来期は配当がもっとよくなるでしょうと、どの報告書にも書いてあります。私たちは賃上げの団体交渉をいたしますときに決算報告書をみんな見るわけでありま。そういうことが書いてあります。まさにここでは、物価が上がれば国民が困り、資本家がもうかるという、そういう事実が出てきておるのであり、それは物価を上げる政策を取っている、その佐藤さんの政策そのものが基礎にあるということを事実

をもって裏書きしているものだというふうに私は思うのであります。

最後に、政府は今度の値上げについて審議会の答申を非常に尊重したといったようなことを申し上げるに先き決しておいて、審議会に値上げ案を答申するように圧力を加えたということは、いまだれも知らないことのない事実だということでありま。こまかいことにつきましては、そして具体的なことについては特に小野先生などがお話しになりましたので重複をいたしますから申し上げませんが、このようなやり方はきわめて非民主的であり、陰險だということでありま。私はこの法案に絶対に反対をするということを申し上げて私の意見を終わります。(拍手)

○座長(砂原委員長) ありがとうございます。以上で御意見の陳述は終わりました。

○座長(砂原委員長) これより委員から質問をいたします。金丸信君。

○金丸(信)委員 本日は大阪で郵便法の一部を改正する法律案につきまして公聴会を開きましたところ、参考人にお忙しいところを御出席願ひまして、貴重な御意見を承りましたことにありがとうございます。そこで二、三御質問いたしたいと思ひます。

が、いま帖佐さんからいろいろお話しが出たわけでありま。郵便事業は特別会計ではなくて独立採算制をとっているが、そこで値上げを抑制するために一般会計から金を出して値上げの補てんをしたらどうかということについてのお考えを、私は竹中先生と小野先生に承りたいと思ひます。

いま一つ、同じ郵政省の中の郵便貯金の特別会計は、四十年におきましても約三十億円の剰余金が出ております。これを郵便事業へ繰り入れたら、今度の郵便料金の値上げはしなくてもいいのじゃないかということにつきまして御意見を承りたいと思ひます。

○小野義彦君 簡単にお答えいたします。私は必ずしもいますぐ一般会計からどうでも手を打たなくてもいいと思います。そういふ事態だとは必ずしも考えられておらないのです。と申しますのは、今日のところは、郵便事業の赤字は、私は特に専門家ではございませんけれども、一とおりの数字を見ただけでも、大体において経常会計における赤字である。このの内部に、経常会計における赤字というのは、私の見た範囲におきましては、これは料金体系そのものの内部におけるアンバランスというものを考えれば、私にはかなりの点でこれは解決できる問題じゃないかかと思ひます。

特にそこで問題なのは、先ほど申しましたように一種と特殊は非常に大きな黒字なのであります。特に赤字が大きいのは三種であり、その他、第五種がいままであったわけですが、五種については解決されたわけなんです、そういう点で三種以下の特恵的な低料金扱いの問題を解決していくか

れ、正確に配達がされるならばそのほうがよろしい、だから私は賛成でございますと、こういう御意見だったわけですが、先ほど来論争されておりますように、実は郵便貯金特別会計というものゝが郵政省にありまして、郵便局は郵便貯金も簡易保険も郵便も一緒にやっておるわけでありまして、いま三十七億圓というふうに言われましたが、これは四十一年度に三十七億圓でありまして、今年度の四十一年度の総合計をいたしますと、約三百二十億圓程度というものが郵便貯金特別会計の剰余金として出ておるわけでありまして、それから簡易生命保険の剰余金が約百八十億圓あるわけでありまして、ところが、この簡易保険については、これはまた生命保険の加入者に還元といふことになりましたから別途でありますけれども、この郵便貯金特別会計の剰余金というのは明らかにこれは郵便貯金特別会計の剰余金であります。しかもこの中には年間九億圓にも達するところの没収金もあります。御承知のとおり郵便貯金は十年間払い戻しも受け渡しもしなければ、これは国庫に没収になるわけですが、その中には年間九億圓という膨大な金額もあるわけでありまして、とりあえずいま物価が非常に上がる、これを何とか押えたいというときにおいて、まあ理屈を何となく押えたいと思いますが、とりあえずこのいろいろなあらうと思いますが、これは全然値上げせずとも、いま郵政省が計画いたしておりますスピードアップについても、局舎の改善についても完全にでき得ると、こういうことであるわけですが、こういうことであったならば、理屈はともかくとしてですね、学問上ならば、とにかく庶民の意向としてはそういう金があるならそっちのほうを利用してもらつて、郵便料を上げてもらはんほうがましであると、こういうことになりはせぬだらうかと、まあひとつ美延さんの御意見を簡単に聞きたい、こう思つておるわけでありまして。

それから内藤さんにちょっとお聞きしたいと思つて、いま私は昭和十一年ごろに船場郵

便局におりまして、外国電報を取り扱っておりまして、当時からの外国電報、それから外国郵便についてはかなり詳しく私も承知をいたしておるわけでありまして、内藤さんも御承知のとおり、当時の通信関係というものはいまの国際電信電話株式会社、さらに日本電信電話公社、さらに現在の郵便というものが全部一緒になった一つの体系になっておったわけでありまして、そうして年間これは相当もうかっておったわけですから、もうかっておって、逆に政府に対して納付金を納めなきゃならぬ制度になっておったわけでありまして、ところが、終戦後これが御承知のとおりアメリカさんの命令によって、一番もうかる国際電信は公社にせられた。それからさらに電信電話については公社にせられた。もうからぬ分の郵政省だけ国営で残された。ところが、その中においていま申し上げましたように郵便貯金については相当の剰余金が出ておる。こういうふうな状態になっておるわけでありまして、あなたががもしやられた当時の一銭五厘とそれから外国電報のころとは、今日御承知のとおりテレックスの利用その他について、単価も相当変わってきておるわけでありまして、先ほど来述べられた一般物価と通信費との単価については確かに参考になりますけれども、当時の状況といまのいわゆる郵政事業、通信事業の体系というものは全くがらりと変わった状態になっておる。そういう状態において今回の郵便料金が値上げされようとしているわけでありまして、一体昔のようなやり方がいいのか、利用者として現行のようなやり方がいいのか。たとえば国際電信は現に一部以上も配当をしておるわけでありまして、昔郵政省はこういう配当というものは全然なかったわけでありまして。そういうものがあつたならば、一応これは税金という形において政府が徴収し、国民に全部還元をするという方向になっていたわけですから、それを——あなたのところの兼松株式会社なんかはおそらく外国電報の非常に利用の多い会社であると思いますが、そういう昔の制度と現在の制度についてどういうようにお考えになつておるか。私は必ずしも昔の制度が全部が全部いいとは考えませんけれども、そういう点で今日の通信事業と昔の通信事業とはかなり変わった形になっておる。こういうふうな公益的な問題についてはやはり私は、国際電信あたりも郵便事業と同じような一つの国営的な方式でやるのが一番無難ではなからうかというふうに考えるわけでありまして、まあこれは郵便法とは若干違いますが、関係があるのでお尋ねいたしましたわけでありまして、それともう一点、今回先ほど来御意見がありましたように第五種がなくなりまして第一種と一階に二十五円になっておるわけでありまして、一五〇%の値上げになっておるわけでありまして、元通信省というものは前島密さんが始めて以来、高等信と申しまして、筆書した書状、はがきを一番優先的に取り扱いをするというところ、もう最大上の命令になっておるわけですが、ところが、今度はご承知のとおりダイレクトメールとこの第一種の高等信の書状とが一緒になるわけですから、そうすると郵政省としても取り扱いが全く一緒になる。そこで近代化、スピードアップということをおっしゃるけれども、今日のようにダイレクトメールがたくさん出ると、ある程度この二十五円ということによって初めのうちは押えられるかしらぬけれども、デパートあたりでもだんだんもうかってくるのと、かつと出しはしないか。その場合に今度のような第五種と一緒にやるということが、おたくのうちに高等信が早く着かなきゃならぬというところからみると、今回のこの第一種、五種の合併についてはかなり私は一般の商社については御迷惑になるのではないかと。この点についてお聞かせを願いたい。以上簡単に御質問いたします。

○座長(砂原委員長) 美延よし子君。
○美延よし子君 先ほどから竹中先生もおっしゃいましたとおり、貯金と保険のほうの会計は別途にたいへん黒字になっているのでございまして、それは黒字になっておりまして、各地区に郵

便局保険センターというものができております。それは一般の加入者の方々に御便宜をはかって利用していただいていると思ひます。私も再々これを利用させていただいている一員でございます。それからまた、そのほうのなには順を追って加入者のほうに還元したり、またお返ししなければならぬお金だと存じます。そういうことでございまして、いま赤字が出たからといってそこへ補てんしたのでは、あとになって同じことを繰り返していくんじゃないかと、私、しるうとでございまして、それから、そう思いますんでございまして、くれぐれ。

○座長(砂原委員長) 内藤卯三郎君

○内藤卯三郎君 お答え申し上げます。ただいま郵便制度——昔の制度といまの制度とはどうかというお話でございますが、私ずっとやっておりますが、今日国際電信電話のサービスが充実したと、非常によく言ったと思つて喜んでおります。昔ならば電報を打つてもなかなか向こうへ着かないというところもあつて、通信事情も非常に不安定で困つたんですが、いまお話のようになるほど国際電信電話はもうかつた、もうかつたが、そのもうけは国にもお出しになったが、一方の赤字のほうに補てんされておつたので、なかなか施設の改善といひますか新しい機械が入らなかつた。ところが国際電信電話は独立したときに——私も実はそのお先棒をかついで独立に大に働いた者でございまして、(笑)一番最初私がそういったことを陳情し要望したんです。そういう関係がありますので、これは私自身は非常にけっこうだと思ひます。また日本電信電話公社も独立しましてから非常によくなりました。特に公社になりましたから非常に電話がよくつた、ごらんのように今日日本全国どこへでもダイヤルでいくようになった。これはまた電電公社さんが発足されたからだと思います。一方、郵政省——一番もうからぬ郵政省がどうかというところですが、これはね、私もどうもいまの制度がいいかどうかよくわかりませんが、私はできましたらもうかる外国郵便だけでも公社にしたいらう……。(笑)かように考えます。

それからもう一つ、一種と五種の問題ですが、これは郵政省が今度機械化されたりスピードアップされるので、少々大量に出ましてもさほど影響はないんじゃないか。もっとも五割も値上げになるんですから、いままでのように何十万と一ぺんにダイレクトメールが出るということとはなるんじゃないかと思ひます。まあ私はその点よくわかりませんが……。

○座長(砂原委員長) これにて質疑は終わりました。以上で、本現地調査会を終了いたしますが、今回の派遣委員団を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

意見陳述者の方々にあつたしましては、貴重なご意見をお述べいただき、本案審査に資するところをきわめて大なるものがあると思ひます。厚くお礼を申し上げます。

また、この会議開催のために、格段のご協力をいただきました地元関係団体に対しまして、深甚の謝意を表する次第でございます。

正午散会